

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長　　ハクセル　美穂子

1 日時

令和3年3月4日（木曜日）

午前10時0分開会、午後4時18分散会

（うち休憩　午前11時13分～午前11時25分、午前11時59分～午後1時0分、
午後2時33分～午後2時46分、午後3時46分～午後3時47分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、
工藤勝子議員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、
鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

（1）労働委員会

井上労働委員会事務局長、蛇口参事兼審査調整課総括課長

（2）商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、平井副部長兼商工企画室長、
小原定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、
高橋観光・プロモーション室長、似内商工企画室企画課長、
藤村商工企画室新産業育成課長、関口経営支援課総括課長、
橋場産業経済交流課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、
田中定住推進・雇用労働室雇用推進課長、
十良澤特命参事兼ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、
金野定住推進・雇用労働室労働課長

（3）県土整備部

中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、
佐々木河川港湾担当技監、辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、
菊地県土整備企画室企画課長、伊藤特命参事兼県土整備企画室用地課長、
今県土整備企画室空港管理課長、和村建設技術振興課総括課長、

菅原道路建設課総括課長、照井道路環境課総括課長、上澤河川課総括課長、
菅原砂防災害課総括課長、八重樫都市計画課総括課長、水野下水環境課総括課長、
大久保港湾課総括課長

(4) 企業局

石田企業局長、菅原次長兼経営総務室長、細川技師長、
菅原特命参事兼経営総務室経営企画課長、村上業務課総括課長、
山谷業務課電気課長、石川業務課発電所再開発推進課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第5款 労働費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第2項 商工労働観光施設災害復旧費

第3条第3表中

2変更中 1及び2

イ 議案第60号 令和2年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(3) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加中 12~21

2 変更中 3~11

イ 議案第61号 令和2年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第65号 令和2年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

エ 議案第69号 令和2年度岩手県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

オ 議案第76号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

カ 議案第77号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

キ 議案第79号 県営住宅等条例の一部を改正する条例

ク 議案第80号 一般県道不動盛岡線岩崎川1号橋架替ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ケ 議案第81号 小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急(護岸工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

コ 議案第82号 小本川筋中里地区ほか河川激甚災害対策特別緊急(築堤工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

サ 議案第83号 小本川筋宮本地区ほか河川激甚災害対策特別緊急(築堤工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

シ 議案第84号 小本川筋卒郡地区ほか河川激甚災害対策特別緊急(築堤工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- ス 議案第85号 小本川筋門地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第86号 小本川筋袋綿地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第87号 小本川筋尼額地区河川災害復旧助成（河道掘削工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第88号 本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第91号 大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第94号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- テ 議案第97号 都市計画道路盛岡駅本宮線杜の大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

（4）企業局関係審査

（議案）

- ア 議案第67号 令和2年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）
- イ 議案第68号 令和2年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

9 議事の内容

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

委員各位及び執行部に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策として、定期的な換気が推奨されていることから、午前中は1回、午後はおおむね1時間30分ごとに10分程度休憩をとりたいと考えていますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費第3項労働委員会費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**蛇口参事兼審査調整課総括課長** 議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）中、労働委員会関係の予算について説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書の141ページをお開き願います。第5款労働費、第3項労働委員会費について、1目委員会費マイナス292万3,000円、2目事務局費マイナス279万4,000円、合わせて571万7,000円を減額しようとするものであります。補正の理由ですが、執行見込みを踏まえまして所要の整備により減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 当初予定されていたものがどのような内容で減額になったのか、詳しく教えてください。

○蛇口参事兼審査調整課総括課長 まず、委員会費についてであります。一番の理由は、新型コロナウイルス感染症により、中央労働委員会への派遣研修、北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会、全国労働委員会連絡協議会等が中止になったことに伴い、委員を派遣するための旅費を減額するものであります。

なお、委員の研修等につきましては、ウェブ会議等にかえられるものについては変更して開催したものもあります。

次に事務局費についてであります。人事異動に伴いまして育児部分休業の職員が生じたことに伴う人件費の減額及び事務費につきましてさまざま所要の整理をしようとするものであります。

○軽石義則委員 労働委員会も事務所を移転し、地域への広報としても大事な時期です。コロナ禍によって、さらに労働問題等が多く発生することも予測されます。各都道府県労働委員会の情報なども収集していないと出おくれなとも限りません。労働委員会の役割をしっかりと果たすことは、県民の安心、安全につながると思いますので、減額はいいと思いますが、必要なことは引き続きしっかりやっていただくことをお願いして、終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費及び第5款労働費のうち、それぞれ商工労働観光部関係、第7款商工費、第11款災害復旧費第2項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第5款労働費、第7

款商工費、第11款災害復旧費第2項商工労働観光施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1及び2並びに議案第60号令和2年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○平井副部長兼商工企画室長 議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

それでは、議案（その3）の6ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、2款総務費、4項地域振興費14億6,367万7,000円の減額のうち、6,744万円の減額、7ページに参りまして5款労働費4億3,743万1,000円の減額のうち、3項労働委員会費を除いた4億3,171万4,000円の減額、7款商工費の111億9,257万8,000円の減額、次に9ページに参りまして11款災害復旧費、2項商工労働観光施設災害復旧費の30億228万8,000円の減額、以上の合計で146億9,402万円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な内容について説明させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

予算に関する説明書の92ページをお開き願います。2款総務費、4項地域振興費、1目地域振興総務費の説明欄の下から四つ目、地方創生移住支援事業費は、本県へのU・Iターン者の移住支援等に要する経費であり、支援実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

恐れ入りますが、137ページをごらんいただきます。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費は、関係職員の給与費等であり、所要額が当初の見込みを上回ったため増額しようとするものであります。

2目労働教育費の各種労働講座開設費は、雇用労働フォーラム等の開催に要する経費であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部事業の実施を見送ったことなどにより減額しようとするものであります。

138ページに参りまして、3目労働福祉費の勤労者福祉支援事業費は、優良勤労青少年の表彰に要する経費であり、今年度の表彰を見送ったため減額しようとするものであります。

4目雇用促進費の中ほどより少し下になりますが、事業復興型雇用支援事業費は、東日本大震災津波の被災3県の求職者の雇入れ等に対する支援に要する経費であり、事業者からの申請実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

139ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の下から二つ目、いわて地域産業高度化人材育成事業費は、本県ものづくり産業を担う高度技術技能人材の育成等に要する経費であり、委託額の実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

2目職業訓練校費の下から二つ目、就職支援能力開発費は、離職者等の就職支援のための各種職業能力開発訓練の実施に要する経費であり、訓練実績が当初の見込みを下回った

ことなどにより減額しようとするものであります。

恐れ入りますが、170 ページをごらんいただきます。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の中ほど、世界の市場を切り拓く事業者海外展開加速化促進事業費は、EU 市場等への輸出に向けた取り組みへの支援に要する経費であり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、一部事業の実施を見送ったことなどにより減額しようとするものであります。

2 目中小企業振興費の 171 ページ上から四つ目、中小企業経営安定資金貸付金は、中小企業者の運転資金や経営改善の取り組みに必要な資金を金融機関が融資する際の原資の一部を貸し付けするものであり、貸付実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。三つ下の中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、被災した事業者に対して、事業の再建や経営の安定に必要な資金を金融機関が融資する際の原資の一部を貸し付けするものであり、貸付実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。二つ下の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、経営の革新に取り組む中小企業等を支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターが行う設備貸与事業に要する事業原資を貸し付けするものであり、貸付実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。下から四つ目、地域企業経営継続支援事業費補助は、中小企業が行う新型コロナウイルス感染症対策等に係る経費を商工団体が補助するものであり、所要額が見込みを下回ったため減額しようとするものであります。二つ下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金積立金は、感染症対策資金及び対応資金の後年度の保証料補給等に要する経費の財源に充てるため基金に積み立てるものであり、所要額が見込みを上回ったため増額しようとするものであります。一番下、地域企業経営支援金支給事業費補助は、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら事業を継続する中小企業者等を支援するため、商工会及び商工会議所が行う支援金の支給に要する経費に対し、1 店舗等当たり 40 万円を上限に補助しようとするものであります。

172 ページに参りまして、3 目企業立地対策費の二つ目、企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、誘致企業等における資金需要が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

173 ページに参りまして、4 目中小企業経営指導費の二つ目、中小企業ベンチャー支援事業費補助は、公益財団法人いわて産業振興センターが行う経営相談等の取り組みに係る経費に対する補助であり、補助対象人件費などが当初の見込みを下回ったことにより減額しようとするものであります。

6 目工業技術センター費の一つ目、地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金は、同センターの運営に対する交付金であり、人件費が当初の見込みを上回ったため増額しようとするものであります。

次に、174 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の中ほど、観光宿泊施設緊

急対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に大きな影響が生じている宿泊事業者への支援を目的とした、宿泊施設の宿泊業に対する助成や宿泊事業者への支援金の支給等に要する経費であり、所要額が見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、県が整備した観光施設の修繕等に要する経費であり、実績額が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

220 ページに進みまして、11 款災害復旧費、2 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、いわゆるグループ補助金につきまして、交付決定額が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加であり、当部の関係部分は、14 ページの5 款労働費の9,183 万6,000 円、17 ページから次の18 ページにかけての7 款商工費の35 億9,026 万8,000 円、22 ページの11 款災害復旧費の2 項商工労働観光施設災害復旧費の28 億4,242 万円を合計した65 億2,452 万4,000 円となっており、翌年度に繰り越しして執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。24 ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正であります。当部関係のものは、26 ページに参りまして、2、変更のうち、事項欄1、新型コロナウイルス感染症対応資金の融通に伴う利子補給及び事項欄2、新型コロナウイルス感染症対策資金の融通に伴う保証料補給であり、いずれも所要額が見込みを上回ったため、その限度額を増額しようとするものであります。以上で一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。44 ページをお開き願います。議案第60号令和2年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1 億8,857 万1,000 円を減額し、総額を37 億353 万8,000 円にしようとするものであります。

45 ページに参りまして、歳入で主な補正の内容となりますが、1 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3 款諸収入、1 項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の減に伴い減額しようとするものであります。

4 款県債、1 項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入金を減額しようとするものであります。

次に、46 ページに参りまして、歳出で主な補正の内容となりますが、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費は、公益財団法人いわて産業振興センターの小規模事業者に対する無利子貸付に係る年間所要見込額の減に伴い減額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 まず最初に、地域企業経営支援金の支給事業費の補助についてであります。1店舗当たり40万円ということでありましたが、どのような事業が対象となるのか、もう一度確認をさせてください。

○関口経営支援課総括課長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費者の行動自粛等により、深刻な影響を受けている飲食業や宿泊業、小売業、サービス業といった業種を対象とする予定であります。

○高橋はじめ委員 サービス業にもかなり多くの業種があると思います。経営形態がさまざま異なる中で、一律40万円という考え方はどうなのかと思っております。事業規模や従業員の数等も含めて階層をつくり、金額を考えることが、支援としてのあり方ではないかと思っておりますが、一律にした事由をお伺いします。

○関口経営支援課総括課長 緊急事態宣言が発出され、非常に厳しい経営状況が続いている事業者の方々に対して、速やかに支援金をお届けしたいという考えのもと、すぐに実施できる制度設計として、今回は1店舗当たり40万円の支援金を給付することで進めていきたいと考えております。売り上げ規模に応じた給付という考え方もありますが、支援金を支給する過程の審査や、あるいはそういうものの整理に相応の時間が必要になるという課題もあります。委員御指摘の事業規模に応じた支援については、それぞれ上限は設けておりますが、例えば複数店舗ある事業者には店舗ごとにそれぞれ40万円を支給することで対応していきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 早急な対応という点については評価をしたいと思っておりますが、事業所ごとにさまざま深刻な状況にありますので、果たしてこの金額で……。継続して第2弾も考えているのであればいいのですが、とりあえず一時しのぎに少しだけという気がします。ゼロよりはいいと思うのですが、例えばここ3カ月踏ん張ってほしい、あるいは半年踏ん張ってほしいという思いも含めて支援することが大事ではないかと思うのです。

中小法人等の場合、支給の限度額が200万円だとすると、大体どのくらい出てくると想定しているのですか。この1年間、事業規模や売り上げ等を調査をしているのですから、すぐにわかりそうな気もするのですが、いかがですか。

○関口経営支援課総括課長 今回の支援金は1店舗当たり40万円、中小法人等の場合は上限200万円と考えており、5店舗をお持ちになっている事業者については対応可能と思っております。例えば売り上げ規模等、事業者の業態や業種によりさまざまな差があると思いますので、それなりの規模の事業者には十分対応できると思っております。

○高橋はじめ委員 飲食店を中心としたお話であるように思いましたが、サービス業の中には宿泊業などいろいろな事業者がいるのです。早急な対応も必要ですが、事業者の中であまり濃淡が出ないように、上限も200万円ということですが、大きな事業者にはそれな

りに考えるべきではないかと思っております。今後はぜひ、いろいろな面で検討していただきたいと思っております。

次に、企業立地促進資金貸付金について、今回は利用企業が少なかったために19億5,000万円余の減額ということですが、そもそもこの貸付金の需要の推移はどうなっているのですか。また、貸付金ですから返済しなければならないのですが、利用する企業にとって使い勝手がいいものなのかどうか、どのように捉えておられますか。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 今資料が手元にないため、具体的な数字をお伝えできないのですが、全体的には、御存じのとおり、県内の製造業が新設、増設に対する意欲が非常に好調でありまして、さまざまな申し込みもあるのですが、最近では政府系金融機関や地方銀行でもシンジケート団を組成して、かなり低利な貸し付けをしております。そういった点では、当初の予測よりは申し込みが少なく、今回は減額になったと考えております。

○高橋はじめ委員 さまざまな支援策があるということで、企業の選択になると思えますが、県としても支援策を充実させていくことを考えれば、周りの状況も見ながら複層的に企業経営の中で利用できればいいのかなと思っております。ぜひそれを含めて次年度に生かしていただきたいと思っております。

もう一点、企業立地促進奨励事業費補助ですが、こちらも減額になっております。企業立地に向けて、市町村はどのような取り組みをされているのですか。コロナ禍で大変なのかもしれませんが、動きはどうなっているのですか。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 今年度はコロナ禍のもと、企業訪問、あるいは企業が実際に来て工業団地等を見る機会は、極端に少なくなったと考えております。そのような中、北上川流域を中心に誘致企業の増設などが非常に旺盛に行われております。各市町村においてもインセンティブとして個別の増設に対する補助金や減免に対して、かなり丁寧に対応をいただいていると考えております。

○高橋はじめ委員 被災地である沿岸のインフラ関係はほぼ終わりにきております。市街地にも結構空き地がありますので、そういったところをどう活用していくのか、人口減少も含めて、被災地への企業誘致は非常に急務ではないかと思っております。反面、被災地である市町村が企業誘致活動を行える体制なのかどうか心配しております。内陸地域と違ってノウハウも蓄積されていないのではないかと思っております。県はもう少し、沿岸地域あるいは県北地域の市町村に対して、企業誘致活動を支援していかなければならないと思うのですが、どのような取り組みをされていますか。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 確かに沿岸地域の市町村、特に町村に関しましては、限られた体制で厳しい取り組みになっていると認識しているところです。今年度も、市町村職員を対象とした研修を行ったり、各市町村、特に沿岸地域の市町村を小まめに職員が回って情報交換をしながら、一体となって取り組んできたところです。

○高橋はじめ委員 そのような取り組みを行って、県北地域や沿岸地域には最近どのくら

いの企業誘致が実績として残っていますか。

○瀬川ものづくり自動車産業振興室長 今年度は、県北地域については1社、沿岸地域についても1社という実績になっています。

○高橋はじめ委員 内陸地域と比較すると非常に少ないということであります。私の地元の北上市は工業集積地ですので、企業誘致に関しては長年の実績からいろいろな人脈、またノウハウも持っています。比較して、沿岸地域は企業誘致に取り組む体制から何から非常に弱いような気がするのです。例えば先進的なところと沿岸地域が、それぞれの町を売り込みながら一緒になって企業誘致ができるような、大きな企業でなくても、小さな企業でもいいので、どうやって呼び込むか、同行してノウハウを学ぶ、あるいは人脈をつくる機会も必要だと思います。今後の企業誘致活動については、ぜひいろいろな観点から検討していただきたい。また、県北地域や沿岸地域に企業誘致した場合、もう少し手厚い施策を用意することなども大事だと思います。ぜひお願いします。

○川村伸浩委員 地域企業経営支援金支給事業の関係であります。飲食業を初めとするサービス業に大変な影響が出ているということであります。以前いただいた新型コロナウイルス感染症に伴う事業者の影響調査結果を見ましても、一番が宿泊業で58%です。次は飲食業で49%、それから運輸業で48%と、大変な影響を受けております。

先ほどもお話がありましたが、飲食業と宿泊業、それから運送業は経営規模が全然違います。支援金をいち早くお届けしたいという思いは先ほど伺いましたが、経営をしっかり支えていくという意味では、経営規模、あるいは従業員の数等に対応するような支援が、経営者としては非常に助かると思うのです。事業者からも、非常にありがたいのですが、一律ということについてももう少し考えてもらえないかというお話を伺っております。今回の40万円、あるいは200万円についてはよしとしますが、今後の対応が大切になってくると思います。県の考え方についてお伺いします。

○関口経営支援課総括課長 家賃補助第2弾として、年末年始に売り上げがかなり厳しかった業種に対して、12月から3カ月分の家賃の補助をさせていただきました。その後に引き続き切れ目のない支援として、今回、予算を提案させていただいたところであります。今回の40万円については、前に家賃月10万円を限度に補助を実施しておりますが、その3カ月分と、新型コロナウイルス感染症対策を引き続きやっていたいただくために、これも今年度10万円の補助を実施しておりますが、これらを合わせて40万円と設定させていただいたところであります。これをまず公平にお配りして、この後の対応については、支援金以外にも新型コロナウイルス感染症対策資金による融資、あるいは国の雇用調整助成金による支援の活用等についても引き続き促しながら、感染者の状況、あるいは事業者の経営状況を踏まえて検討していくべきものと思っております。

○川村伸浩委員 今後のことですので、なかなかいい答えはすぐに出ないかもしれませんが、事業者は期待感を持っております。ぜひともそういったところを考えながら、今後の対応をお願いしたいと思います。

次に、観光宿泊施設緊急対策事業費について、8億7,000万円ほどの補正になっておりますが、この中身についてお知らせさせていただきたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 観光宿泊施設緊急対策事業費につきましては、今回8億7,400万円ほど減額補正となっております。内容につきましては、きのうの質疑でも御答弁申し上げておりますとおり、この事業にはいろいろな事業が入っております。一つは地元割クーポン2,000円や3,000円として実施している事業があります。また、前売り応援宿泊費補助として、宿が10万円の前売り券を使うときの発行費、そういった部分を支援する事業があります。あとは経営継続支援事業として宿泊施設に対する100万円の支援金や新型コロナウイルス感染症対策として3分の2の200万円を補助する事業等が含まれております。それらを合わせましてトータルでこのような減額となっております。

○川村伸浩委員 一般質問でも、この部分については各議員から質問が出ておりました。県で、いわゆる地元割クーポンとして宿泊業者を後押しして効果が出ていた反面、このように使い切れずに残が出てしまったことは非常に残念であります。市町村でも、それぞれの地域の宿泊施設を応援しようと、さまざま取り組みをされているようですが、見てみますと、県の地元割クーポンと合わせて7日まで、あるいは長くても3月31日までとなっているようです。知事答弁では、3月7日で切って年度内に精算をというお話でしたが、引き続き後押しをしていくことが大切であると思っております。国のGo To Travelがいつ再開されるのかわかりませんが、県内の方が県内の宿泊施設を利用していくという後押しは、県が率先して行っていくべきものと思っております。減額補正は非常に残念ではあるのですが、これを次の段階につなげてほしいと思っております。このことについて、県の考え方をお伺いいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 地元割クーポンが3月7日までということにつきましては、会計処理上、また交付金を活用している関係もあり、3月中に一度精算するためあります。

引き続き地元で使えるような仕組みをという御指摘であります。先ほど経営支援課からお話があった40万円、これまでも宿泊事業者も対象に支援してきたところがあります。また宿泊割引にある消費喚起については、国のGo To Travelの動きというのがありますし、感染が収まっている県内あるいはブロック内での再開という案も報道されておりますし、また全国知事会におきましても、感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合など、段階的に再開するなど、感染状況に応じて適切かつ弾力的に運用するようにと提言したところであります。国のGo To Travelの再開時期ですとか、対象地域など制度設計を見きわめながら、さらに今後の感染状況を踏まえながら、必要に応じて支援策を検討したいと考えています。

○川村伸浩委員 国のGo To Travelを待つというお話でありましたが、岩手県の商工観光は岩手県で後押しをするというスタンスが大切だと思うのです。それぞれの市町村では地元の宿泊業者を助けよう、何とか来て利用していただくということで取り組

んでいます。県も岩手県の事業者を応援し、元気づけるためにもぜひやるべきだと思っております。3月はさまざまな行事もあり、また3月7日までのクーポンもあるので、金曜日、土曜日の宿泊予約は結構入っているけれども、4月になるとほとんど予約は入っていないという話を伺っております。平年でも4月は少ない時期であると思うのですが、そのような時期にあわせて応援をすることが非常に大切だと思います。状態を見て検討していくという話でありましたが、県内の事業者を応援することは県しかやれないので、県が先頭を切って取り組んでいただきたいと思います。

○高橋但馬委員 私も地域企業経営支援金支給事業について伺います。支給要件を、単月と3カ月を設けていただいたのは非常にありがたいことでありました。単月だけだとどうしても要件を満たさないが3カ月だと満たす、あるいはその逆もあるということで、私の周りでも非常に喜ばれております。

1店舗当たり40万円の支給ということではありますが、居酒屋を何店舗か経営している方はわかりやすいと思うのですが、例えば宿泊施設ですと、その施設の中に、おそば屋、ラーメン屋、居酒屋などがあると思うのですが、そこは一つの店舗という考え方でよろしいのか、確認です。

○関口経営支援課総括課長 考え方については、今後整理をさせていただきたいと思っております。施設内にある店舗でも、それぞれ営業形態、事業形態が違うのであれば、それは別だという考えもあると思いますので、これまでの支援の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

○高橋但馬委員 ぜひわかりやすい形でお示しいただきたいと思っております。いろいろ話を聞きますと、地域の飲食店はかなり厳しい状況にあるようです。このような支援があるということが新聞に載った場合、受け付けはいつからなのか、いつ、いくら支給されるのかなど、ある程度お示しいただくことで、飲食業の方々にとっては、とりあえずそこまで我慢すればいいのだなという目標になると思うのですが、どのように考えていますか。

○関口経営支援課総括課長 支給金の受け付けの開始はいつからかということと、支給金の給付はいつからかという二つの質問をいただいたと思っております。まず、受け付けの開始であります。申請窓口に予定している商工会や商工会議所と今相談しております。議決以降、準備が整い次第、速やかに、早いところでは今月中に受け付けが開始できるよう調整を進めていきたいと考えております。せっかくの支援金ですから、いろいろな事情も踏まえて、いち早く支給に努められるよう、商工会や商工会議所と相談をしていきたいと考えております。

○高橋但馬委員 大まかな期日がわかると業種の方々も非常に喜ぶと思うので、ぜひともお願いします。

支援金の周知の方法についてはどのように考えていますか。

○関口経営支援課総括課長 県の広報媒体を通じて周知に努めていきたいと思っております。あわせて、今回申請の受け付けを予定している商工会議所、商工会、あるいは関連の

商工指導団体等、さまざまな団体の広報も通じて、事業者にはしっかり周知をしていきたいと考えています。

○**軽石義則委員** まず1点目、地域企業経営支援金支給事業の支援対象業種について、これまでもいろいろな業種を対象に支援をされていると思うのですが、今回のこの制度もこれまで対象になった業種は全て対象になるのでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 今回支援金を給付する対象事業者について、いろいろ検討させていただきました。これまでの支援策を踏まえつつということもありますので、基本的には、これまで実施しました家賃補助、あるいは感染症対策補助のくくりの中と大体同じという考えでおります。

○**軽石義則委員** 基本的にはというと、これまでは対象になったけれども、今回は対象にならない業種もあるということでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 今御説明申し上げましたが、そこは大体対象になると考えております。これまで支援をしてきたのは、家賃支援の場合も新型コロナウイルス感染症対策の場合も店舗をお持ちの事業者でありまして、現在も県民の自主的な自粛で相当影響が出ていると考えておりますので、今回も支援金の対象とする方向で進めております。

○**軽石義則委員** 前の事業の参考資料には、飲食業、小売業、サービス業、運輸業が載っていますが、それらは全て入っているということですよね。もう一度確認します。

○**関口経営支援課総括課長** 今事務手続要領等を準備しております。もう一度確認をした上で再度整理をいたしますが、今御答弁申し上げたように、基本的には対象になると御理解いただきたいと思います。

○**軽石義則委員** かなり期待されていますので、しっかりと対応していただきたいと思えます。

具体的な内容についてはこれから詰めていくと思うのですが、申請の方法について、一つの会社で事業所が県内各地にある場合、店舗ごとにそれぞれの商工会、商工会議所に申請することになるのですか。

○**関口経営支援課総括課長** 今回の売り上げ要件等、エビデンスをそろえて申請をしていただく都合等を考えると、それぞれの店舗の所在地にある商工会、商工会議所に申請すると現場が混乱すると考えております。基本的には、本社等主な店舗が所在する商工会、商工会議所のどちらか1カ所に申請いただく方向で、今、商工会、商工会議所と相談しているところです。

○**軽石義則委員** そこはしっかり事業者には伝えないと、店舗ごとという表現をすれば、トータルでは条件に入らないけれども、大変厳しい店舗については補償されると認識すると思うのです。私は、会社全体としては条件をクリアしていなくても、厳しい店舗があれば、しっかり支援していくべきではないかと思えますので、制度設計する段階で現場の声をしっかり聞いていただきたいと思えます。それから、単月、3カ月の話もありますが、経営は既に1年以上苦しい状況なのです。ほとんどずっとだめなのに、その時期だけ一瞬よか

ったりすると、その部分だけで評価されて全体の支援が受けられないのは不公平という声もあります。全体をしっかりと見ていただいた上で、また、商工会、商工会議所に直接生の声が届いているはずですので、確認をいただいた上で、制度にも救済措置を含めていただきたいと思います。そうすることによって、事業継続、継承に意欲を持ってもらえるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○**関口経営支援課総括課長** 皆さんにわかりやすい基準で支給要件を定めることは大切だと考えております。今、商工会、商工会議所とも相談をしながら内容を詰めておりますが、売り上げ要件については、店舗ごとに売り上げをまとめて整理をしている事業者とそうでない事業者、あるいはまれなケースだと思いますが、A店は売り上げがすごくよくて、B店はあまりよくなくて、トータルすると前年対比は上回っているという事業者に対して支援金を給付するのが適当かという議論もあると思います。そのあたりは不公平のないように、商工会、商工会議所からも御意見を賜りながら、今後詰めていきたいと思います。

○**軽石義則委員** それは大事なことだと思います。ただし、売り上げがない対象業種と対象業種でない仕事と両方あわせ持っている会社は、比較的売り上げは高くはないけれども、落ち込みもひどくない。その分であいた穴を埋めている場合もあり、そうすると、会社全体の経営そのものが成り立たなくなると、次につながらなくなるというケースもあると思います。ケース・バイ・ケースなので、全てそうだとは言いませんが、そういうところもしっかり見ていただきたい。努力しても報われないと思われる支援では、泣き寝入りする業者も出てくる可能性があります。そこはぜひ見ていただくよう改めてお願いをしたいと思います。

次に2点目ですが、就職支援能力開発費をかなり減額しますが、コロナ禍で職を失い、次の仕事に就かなければならない方はふえていると思うのですが、この予算が使えなかったのか使わなかったのか、これは微妙だと思うのですが、どのような状況でこのようなことになったのでしょうか。

○**金野労働課長** 就職支援能力開発費につきましては、離職者や母子家庭のお母さんなどの就職を支援するため、公共職業安定所から受講のあっせんを受けた方々を対象に、さまざまな職種、業種に就くために行う職業訓練に要する費用であります。介護福祉士ですとか、保育士、美容師、それから情報処理技術者など、国家資格等の取得を目指す2年間コースのほかに、事務や情報、介護分野等への就業に必要な知識、技能を習得する2～6カ月程度の短いコースを設けて、求職者の知識、技能の習得と就職を一体的に支援していく事業であります。こちらにつきましては、毎年度厚生労働省からおおむねの受講者数の割り当てがあります。岩手県であれば例年1,500人前後なのですが、これに応じまして、かなり余裕を持ったコースですとか定員の設定をして、準備をいたします。その後、ハローワークからあっせんを受けた方々が、それぞれのコースに応募して受講するのですが、これまでの傾向といたしまして、訓練を受けずにすぐ就職されるケースがあります。また、長期の訓練は人気がないということもあります。長期のコースや比較的長いコースについ

でも、ある程度余裕を持って準備をするのですが、なかなか人が集まらないというところがありまして、例年減額補正を行っております。

特に今年度前半は、新型コロナウイルス感染症の関係がありまして、ハローワークでもあっせんを少し抑えたというところ、それから受講する方が受講を避けていたということもあり、受講者数が減ったところですが、後半になりまして徐々に回復はしてきていますが、現時点でおおよそ1,400人の定員に対して、1,100人ぐらいの方に受講いただいているところでありまして。

いずれこの訓練によりまして、正規もしくは長期の就業につなげていただくことが本来の趣旨でありますので、引き続きハローワーク等とも連携を取りながら、多くの方に受講していただくように努めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 新型コロナウイルス感染症の影響があることは当然予測できます。これまでも、経済的な理由から即就職したいということで、訓練する前に就職していることも事実だと思っております。そうすると、現場で求める求人と、職を求めている求職のミスマッチが解消されていかないのではないかと思います。エッセンシャルワーカーがかなり不足していると言いながら、資格が必要なところも多くあるために、その職域には人材がなかなか集まらない。そこで、教育訓練のあり方も、通信教育をさらに進化させてリモートで資格が取れるような制度にするなど、国に予算の使い方を幅広くしてもらえると、さらに拡充できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○**金野労働課長** 軽石委員御指摘のとおり、求職と求人のミスマッチは、訓練のあり方にも課題があると考えております。事例を申し上げますと、事務系や情報系は割と人気が高く、サービス系や建築系はあまり人気がないところです。ただし、介護につきましては8割ぐらいの充足率であり、訓練のコースを設けますと、人材が集まる場所もあります。地域の人材不足への労働力の移動は大きな課題だと思っておりますが、この訓練につきましては、厚生労働省からの委託事業でありまして、基本的には厚生労働省の事業のパッケージの中でやっていくこととなります。ただし、コロナ禍もありまして、リモートでの養成等、国も認識しているところでありまして、引き続き国とも連携いたしまして、受けやすいようなコースの設定に努めてまいりたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員長** この際、換気のため11時25分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**ハクセル美穂子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○**瀬川ものづくり自動車産業振興室長** 先ほど高橋はじめ委員から御質問のありました貸付金の実績につきまして答弁をさせていただきます。当該制度は昭和57年に創設された制度でありまして、これまでに実績としまして558件、金融機関から含めた貸付金は総額約862億円となっております。今年度は1件で3億円という実績であります。

○佐々木朋和委員 私も3点ほどお聞きします。まず、地域企業経営支援金支給事業費についてお聞きします。国の制度、また市町村でも独自の給付金があります。県は国の制度を見ながら、市町村の制度に重ねて支援することも大事だし、そこから漏れてしまうところにも手を差し伸べることは大事だと思うのです。持続化給付金るとき、国会でも議論になったのですが、みなし法人が法人番号の関係で対象になりませんでした。一方で、自治会等が事業を行っている、例えば公衆浴場をやっているところもあるのですが、そういったみなし法人は税金を納めているのです。国の制度で救われないとき、県が救っていくべきだと思うのですが、今回の事業ではみなし法人は対象になりますか。

○関口経営支援課総括課長 今回の支援金については、売り上げ要件の確認と申しますか、エビデンスが大事だと思います。それを確認する手段は申告書になりますので、基本的には、申告書で売り上げが確認できること、あるいはことしの売り上げ率をまだ申告していない事業者については、売り上げ台帳等の比較で確認をするという考えでおります。もし申告を必要としないみなし法人であれば、エビデンスの確認といった点からも対象にすることは難しいと思いますし、逆に申告をしているのであれば、対象になると思われま

○佐々木朋和委員 申告をしているみなし法人も多くあります。持続化給付金ときにはインターネットで法人番号を入れても、そこから先に進めないということで足切りされてしまったという事業者が多くありましたので、売り上げの比較ができるのであれば、ぜひ入れていただきたい。また、確定申告の時期あるいは決算の時期によって、前年の確定申告の事業概要説明書がないところも、台帳の比較でも可能だということであり、柔軟な対応であると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これにかかわって、国では売り上げが減少した中小企業に対して、法人60万円以内、個人事業主は30万円以内を支給するという一時支援金の申請が8日からスタートすると言われております。この要件を見ると、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接取引がある事業者とされていますので、本県でも50%以上下がっていれば対象になるということ、もう一つは、緊急事態発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこととなっていますので、県内の観光事業者や飲食店であっても対象になるのか。このあたりが不透明なのですが、県はどのように把握していますか。

○関口経営支援課総括課長 一時支援金の支給制度については、国から県への説明は何もありませんので、国からリリースされる広報資料等で判断をしております。まず緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業については、都は対象になりますが、本県は緊急事態宣言が発令されている区域ではないので対象にならない。不要不急の外出・移動の自粛によりということですが、ここは本当にわかりにくいところで、判断が非常に難しいと思ひます。説明資料を見ると、緊急事態宣言の発令地域における不要不急の外出・移動の自粛により直接的な影響と書いているのですが、その宣言地域におけるということ、岩手県は宣言地域ではないので難しいというようにも捉えられる。いずれにしろ、国に詳細を確認したいと思ひます。

一時支援金の制度については、知事も全国知事会を通じて、国には拡充をする必要があると提言をしております。また、緊急事態宣言の発令地域外でも、岩手県の事情を踏まえるとかなり厳しい状況にあると思っていますので、引き続き全国知事会等を通じ、制度の拡充については求めていきたいと思っております。

○佐々木朋和委員 ぜひ拡充を求めていただきたい。対象にならないのではないかという御説明でしたが、厚い資料を読むと、宣言地域から来ているということもRE S A S（地域経済分析システム）や台帳等で証明できればよいというような内容が書かれているのです。課長がおっしゃるとおり、わかりにくいので、岩手県内でも要件に合うのか合わないのか、申請も始まりますので、よくよく御検討をいただいて、ぜひ事業者の皆さんにも情報発信をよろしくをお願いします。

次に、観光宿泊施設緊急対策事業費についてお聞きします。先ほど川村委員も取り上げておられましたが、岩手県は、地元割クーポンの締め日を3月7日としている一方で、2月末時点の実績を示した上で、今後の見込み額を算出して減額補正をしています。その見込みの根拠と値をもう一度確認させていただきたい。また見込み額と減額に差異があった場合はどのような処理をするのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 地元割クーポンの実績とその補正の関係についてであります。まず県民割につきましては、10月から15万枚発行しておりますが、2月末で7万1,000枚という実績状況であります。この実績は宿から精算として上がってきている枚数になりますので、リアルタイムでの利用枚数は捉えられません。2月末時点で把握できる枚数が7万1,000枚ということになります。次に東北地方・新潟県民を対象としているものにつきましては、9万7,000枚を発行しておりますが、2月末で2万5,000枚の実績となっております。精算の枚数については、このような状況になっております。

補正額につきましては、実は2号補正、3号補正を組みながら、9月補正予算の段階で残額が見込めることになり、東北地方・新潟県民対象の財源にするということで、実質は補正を組まずに動かしてきたという経緯があります。この二つの予算につきまして、補正前は約12億円でありましたが、今回の補正で2億円の減額としておりますので、最終予算としては10億円となります。先ほど観光宿泊緊急対策事業費全体では8億7,400万円という御説明をしましたが、このうち約2億円がこのクーポンに係る減額になります。

見込みについてであります。補正予算を組む段階の積算といたしましては、配布枚数に対して8割の利用を見込んで補正額を組んでおります。最終的には利用実績が見込みより大分低い状況となりますので、その差は出るというのは正直ありますが、補正額についてはこのように積算をし、最終的には地元割クーポンについては2億円の減額としたものであります。

○佐々木朋和委員 今後、使われた分が宿から上がってくるので、実績額が大きくなることはわかります。それにしても配布枚数の8割で、2億円の予算減額ということですが、実際にはもっと残が出るかもしれません。本議会はもうありませんが、その分につ

いてはどのような処理をするのですか。

○高橋観光・プロモーション室長 2月補正予算として見込みを立てて、最終予算として確定しますので、さらに余った分につきましては、最終的な執行残となります。ただし、先ほども緊急対策事業費の中にはいろいろ事業があると申し上げましたが、実はこちらの中でも事業の見込みを立てながら、最終的には8億7,400万円を減額するのですが、例えば40万円の交付の新たな支援金として、その経済対策の部分に回す部分もありますので、地元割クーポンだけ言ってしまうとそこだけの話になってしまうのですが、総合的に事業全体の計画、あるいは次の経済対策として対応している状況であります。

○佐々木朋和委員 済みません、ちょっとよくわからないのですが、今の話ですとクーポンだけにとらわれるな、森を見ろというお話でした。それでも何億円かの残額は出ると思うのですが、それは事業者支援の40万円に回されるという意味ですか、それともその残額が交付金であれば国に返さなければいけないということですか。

○高橋観光・プロモーション室長 説明不足で済みません。執行残については、回る財源にはなりません。会計年度上、それで締めることとなります。

○佐々木朋和委員 国には返さない。

○高橋観光・プロモーション室長 財源の充て方がありまして、この事業の中にも国の新型コロナウイルス感染症の臨時交付金を活用している事業があり、そこはトータルで見ているのですが、最終的にこの事業に関しては、残についてはそのまま年度の残という処理にはなりません。交付金の充て方は、私も説明しきれない部分があるのですが、交付金についても使われなかった分は残として処理されるものと認識しております。

○佐々木朋和委員 勉強不足で済みません。私もこれ以上はよくわかりません。何か課題がありそうということだけで終わるのは大変申しわけないのですが、もう一回勉強してチャレンジしたいと思います。ぜひ使い切ってください。

もう一つ、本当は倍ぐらいのお金を動かすようなイメージだったのですが、これは当局のせいというよりも、新型コロナウイルス感染症もあって残が出てしまったという中で、以前、川村委員も御指摘をしていたと思うのですが、この事業の運営委託費と宣伝広告費はそれぞれ幾らだったのか、いま一度確認をしたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 地元割クーポンですが、7月から2,000円のクーポンがスタートするのに合わせて、業者に運営や精算業務、それからはがき方式にしているので印刷経費等を盛り込んで委託をしております。10月には3,000円に金額が上がりますが、その部分については変更契約をして、そのまま同じ業者に事業を継続させたところであり

ます。

同じく10月にスタートした東北割については、ネットで受け付けしたりなどスキームが違うので、別事業として新たにコンペをして委託をしたという状況であります。

この契約額につきましては、地元割は2,000円から3,000円に金額が上がりますが、契約は7月から3月までとなり、契約額は9億2,900万円となります。これは先ほど財源を

動かしながら事業費をスリム化しているのですが、変更契約の手続きがまだ終わっていないので、事業費のボリューム感が多いような状況となっております。

東北割につきましては、4億4,300万円の委託契約であります。こちらにつきましては、テレビ宣伝費や告知に係る経費が、東北6県と新潟県を含めてかかるので、高くなっております。内訳につきましては、今手元に資料がありませんので後ほど答弁申し上げます。

○佐々木朋和委員 県民割クーポンが9億円余、東北地方のおでんせ岩手券が4億円余ということでしたが、クーポン割のクーポンそのものの2,000円か3,000円のお金も入っているということですか。

○高橋観光・プロモーション室長 おっしゃるとおりです。クーポンの原資の分も含めた金額になります。そちらを除いた部分が事務費になりますので、その内訳についても、後ほどあわせて御答弁申し上げたいと思います。

○佐々木朋和委員 よろしくをお願いします。

最後になりますが、観光バス運行支援事業費補助が2,500万円ほど減額補正になっております。この評価について教えていただきたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 観光バス運行支援費補助につきましては、1台1運行当たり5万円の補助として、当初6,000台分を見込み、3億円の予算を組んだものであります。これは補助ですので、2月末時点で交付決定している金額は2億7,485万円となっております。

この評価であります。運行計画に基づいて交付決定を行っているものに対して、今実績の報告手続を進めているところであります。数字がまだ確定しておりません。傾向としては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、秋口にはGo To Travelと合わせて人も動いたのですが、12月28日にGo To Travelが全国停止になると、年末年始に計画していた大きなバスを使うような旅行やツアーがキャンセルになるなど、交付決定に対して実績額が大分下回っている状況であります。現在書類を訂正させて精算処理を行っているところです。

○ハクセル美穂子委員長 佐々木朋和委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○佐々木朋和委員 申しわけございません。手短かに。これは要望であります。これからまさに緊急事態宣言が解除されて、来年度は何とか地域内でも回していこうと、また東北地方管内でも昨年からの修学旅行も来ているということもあり、必要な事業であると思っております。しかしながら、この事業の継続は見えておりません。来年度の予算には三陸観光バス運行支援事業費補助というのがのっておりますが、これは三陸エリアが入った事業のみ、しかも700万円という規模です。ことしの支援規模からすると、心もとない数字、あるいは内容ではないかなと思っております。ぜひこの部分の拡充の検討をお願いして、質問を終わりたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○高橋はじめ委員 私からも地元割クーポンについてお伺いしたいと思います。

第1弾、第2弾、東北割ということで、資料を事前にいただいておりました。まず、地元割クーポン、3号補正の2,000円ですが、説明によると20万人泊の予定で約16万2,000枚の発行、利用実績が約9万6,000枚。4号補正の3,000円については、予定枚数15万枚で、発行枚数が15万枚、これは完売したと。利用実績は約7万1,000枚。それから、おでんせ岩手券、4号補正の3,000円ですが、これは10万人泊の予定で約9万7,000枚の発行、利用実績が約2万5,000枚。これで間違いありませんか。

○高橋観光・プロモーション室長 地元割クーポンの発行枚数と実績であります。今御発言があった内容のとおりです。

○高橋はじめ委員 2月末で締め切ったばかりということですが、これについての事業効果を現時点でどのように捉えておられるのか。また、事業を進めてきた中で、問題や課題をどのように捉えておられるのかお伺いします。

○高橋観光・プロモーション室長 事業効果についてであります。県内の延べ宿泊者数の状況は、前年同月と比較しますと9月には約9割、10月と11月は100%を超えるまでに回復しております。地元割クーポンやおでんせ岩手券、それから国のGo Toトラベルもありましたので、これらを利用したことで一定の効果があったものと考えております。

地元割クーポンにつきましては、そもそもはがきでクーポンという形式にしたものであります。制度上のメリットとして、宿泊者が利用しやすいですとか、宿泊事業者の負担が軽減している、精算事務がやりやすいというところで、一定の円滑的な利用がされているところでもあります。

問題や課題については、クーポンを1人当たり2,000円の場合は3枚だったのを10月からは10枚発行いたしましたので、利用の状況によって一時10枚発行してしまったというところがあります。利用期間も10月から3月の6カ月間として、はがきの有効期間も設定

し、いつでも使えるという要素があったのですが、逆に利用状況が間延びするという、いい部分と悪い部分があったと認識しております。

○高橋はじめ委員 9月に9割、10月、11月には10割の効果があったということで、これはよかったと思います。

問題は、1人当たり3枚、それから10枚というところ。3枚のほうは、半分を少し超えたぐらいで残りが利用されなかった。10枚のほうは、利用率がかなり落ち込んでいると。私も申し込みしたら、3,000円のもののは早めに締め切ったということでありました。一方で、地元では夫婦で20枚持っているという話もありまして、これは制度上、大きな問題ではなかったかなと思っています。早く完売することはいいのですが、広く浅く利用してもらうことを考えれば、また金額も1,000円アップしているし、第2弾という捉え方もすると、10枚にしたのは非常に失敗ではなかったかなと思っています。どういう発想のもとに3枚から10枚にしたのか、その経過をお尋ねします。

○高橋観光・プロモーション室長 3枚から10枚にした経緯ではありますが、3枚のほうは、実は3号補正で7月18日から9月30日まで2,000円のクーポンを20万枚配布予定で準備したのですが、こちらは週ごとに、例えば第1期、第2期、第3期、第4期という形で区間を定めて、区間ごとに、例えば5万枚、翌週また5万枚、超えた場合にはその都度抽せんするという方式でスタートしております。その結果、いずれの期についても枚数が達しませんでしたので、抽せんすることなく、毎回毎回配布し、それでもなかなかさばき切れませんでしたので、9月30日までの期間ということもあり、後半は3枚限定というのも外して、希望の方にどうぞという格好で、4枚、5枚とさばいた。それでも、最終的には予定枚数に達しなかったという状況でありました。

そういったところを反省しながら、10月以降については、冬季観光というところもあるので、なるべく早めにクーポンをお配りして、長い期間いつでも使えるような体制で需要喚起したほうがいいのではないかとということで、10枚にして配布した経緯があります。

○高橋はじめ委員 かなりの県民の方から、すぐに予約で満杯になってしまっていて利用できなかった、追加はないのかというお話がありました。利用券を広く浅く、多くの県民に利用していただくことを考えれば、10枚は多過ぎだったのではないかと考えております。例えば5人家族で2泊するので10枚必要だという人もありますが、夫婦で申し込んで夫婦で泊まりに行くとなると、1人10枚で10泊、どこにどう泊まるのか。多分全部は使わず、残ったと思うのです。毎週毎週、3,000円の割引があるからといって、そのほかを負担しながら泊まりに行くかということ、それもなかなか難しいと思いますので。

広く使っていただくことを考えますと、例えば、3人家族だったら1枚で家族3人が利用できるといった、家族単位を想定したはがきにするなど、利用しやすい工夫があってもよかったのではないかとというのが一つ。

もう一つは、抽せんで漏れた人に業者が善意で、業者負担で500円の割引券のようなものを発送されたという話を伺いました。ところが、その券を使えるところはその業者だけ

で、ほかの観光事業者のところでは使えないので、お客とトラブルというか、気持ち的にずれが生じた。せつかく事業のよい効果が出ているのに、一方で不公平ではないかということも出ております。これは注意をしないといけないし、先ほど言ったように、広く県民に利用していただけるような仕組みを再検討していただければと思っています。

それからもう一点、4月から東北デスティネーションキャンペーン（東北DC）が始まります。前は3カ月でしたが今回は半年、しかも東北6県ということで、取り組みも前回と違うのではないかと思います。どのように取り組もうとしているのかお尋ねします。

○ハクセル美穂子委員長 高橋委員の質疑の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。高橋委員、御了承願います。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋観光・プロモーション室長 午前中、高橋はじめ委員から東北DCについて、前回のDCと今回のDCの狙いの違いについて御質問がありましたので、お答えいたします。まず前は平成24年4月から6月まで、いわてDCということで、岩手県単独でデスティネーションキャンペーンを開催したものであります。こちらは東日本大震災津波後ということがありまして、落ち込んだ観光の復興が狙いで大きな力になったものであります。

今回の東北DCにつきましては、東北6県が初めて4月から9月までの6カ月間という長期間にわたりまして、一緒になって取り組むものであります。狙いといたしましては、コピーでもあります「巡るたび、出会う旅。東北」ということで、東日本大震災から10年の節目というので、復興に向けて歩む東北の姿を見ていただき、支援に対しても感謝を伝えるということが1点、それから東北の魅力を国内外に発信して、東北のブランド化、東北への誘客、東北の活性化を目的に開催するものであります。

○高橋はじめ委員 前は期間は短かったのですが岩手県単独だったのに対して、今回は、東北地方全体ということで、何となく焦点がぼけるのではないかと。JR6社の取り組みとしてどうなのかなど。我々が期待するように、県内に効果が波及するかどうか。JR6社の取り組みと、あわせて本県としてはどのように展開していこうとしているのか。沿岸の周遊など、さまざま新聞等では報道されていますが、具体的にどのようなイメージを持って取り組もうとしているのか、紹介をしていただきたいと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 まず、JR6社の取り組みについてであります。JR東日本におきましては、東北DCを象徴する列車として、東北6県を6泊7日の行程で周遊する企画列車を運行する予定であります。いわゆる「巡るたび、出会う旅。東北」を進めるものがあります。また期間中には、東北各県ごとに1から2エリアで、観光型Maas (M o b i l i t y a s a S e r v i c e) として、TOHOKU Maas を展開する予定となっており、岩手県では一関・平泉エリアで取り組みを進めいくもので

あります。

次に県としての取り組みであります。当初予算で、いわて観光キャンペーン推進協議会に対して 1,796 万円を負担するものであります。内容といたしましては、情報発信として岩手県版のガイドブックを東北域内の J R 主要駅に配架したり、首都圏で開催される物産展や観光 P R イベントで配布します。それから東北 D C に合わせまして 4 月にオープニングセレモニーの開催を予定しております。また、先ほど申し上げた市町村や民間団体と連携した誘客周遊の促進ということで、特別企画として期間中にだけ体験できるメニューを準備しております。さらには東北 D C の最後にはファイナルセレモニーを開催するというので、東北 D C 後の誘客につながるような取り組みを進める予定であります。

○高橋はじめ委員 コロナ禍ということもありますので、どのくらい岩手県に誘客できるのか心配なところもあります。

市町村と連携した独自の企画とのことでしたが、どのような検討を今されているのか。

○高橋観光・プロモーション室長 東北 D C に向けた特別企画として、県内で 36 の企画があります。例えば盛岡でいいますと、今もやっていますが、繋のホテルで週末に盛岡さんさ踊りを開催いたしまして、宿泊されている方と一緒に楽しんでいただくですとか、三陸エリアですと、みちのくトレイルがありますので、それを活用した体験メニューをその期間中に特別に体験できるようにするなど、市町村と連携しながら準備している状況であります。

○高橋はじめ委員 いわて観光キャンペーン推進協議会を立ち上げて、知事がその会長をやられていると。この間、市内のホテルで総会を開いて事業計画もつくられているということで、県と市町村との、あるいは関係団体との連携をうまくとりながら、より効果を上げていただきたいと思っておりますが、最後に商工労働観光部長に、その辺の取り組みについてお尋ねしておきます。

○戸館商工労働観光部長 観光・プロモーション室長から答弁いたしましたとおり、東日本大震災津波直後の平成 24 年にデスティネーションキャンペーンを開催して以来の、今回は東北挙げての 6 県での 6 カ月間というキャンペーンになります。私どもとしては、東北に来てもらうことはもちろん、岩手県に来てもらわないといけません。令和 2 年度も体験メニューを中心にいろいろなコンテンツづくりに励んでまいりましたので、これはしっかりとお伝えして、そして岩手県に一日でも長く滞在し、岩手県を広く楽しんでいただけるように市町村と連携を強めて取り組んでいきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋観光・プロモーション室長 午前中に佐々木朋和委員から県民クーポンに係る委託業務の中の事務費についてお問い合わせがありましたので、それに対する答弁であります。午前中の答弁の中で契約額については、県民向けの委託契約 9 億 2,900 万円というお話をしておりましたが、既に変更契約をして減額しておりまして、現在 7 億 2,000 万円となっ

ております。そのうち、助成額の前資として、2,000万円、3,000万円の原資となる部分は6億4,100万円余となっております。残りの7,900万円が事務費になります。その7,900万円の主な内訳といたしましては、委託先の事務局の人員費として3,400万円余、プロモーション経費として1,400万円余となっております。

東北地方・新潟県民対象のおでんせ岩手券につきましては、契約額は午前中お話し申し上げたとおり、4億4,300万円余であります。そのうち、助成額の前資は3億円になっており、残りの1億4,300万円が事務局経費になっております。主な内訳といたしましては、人員費が4,300万円、プロモーション経費が4,800万円となっております。

○佐々木朋和委員 事務費について、おでんせ岩手券はインターネットで、地元割クーポンははがきで行ったとのことでしたが、作業量はどのくらいだったのでしょうか。実際に、事業に対して適正な事務費だったのか。もし事務費でそんなに人員費等がかかるのであれば、もう少し簡素なチェックシステムにするとか……。宿のほうでも対応が大変だという話も聞いております。ぜひその辺も精査していただいて、できるだけ事務経費を抑えて助成額の前資に回せるように取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

○似内企画課長 午前中に佐々木朋和委員から御質問がありました観光宿泊施設緊急対策事業費の執行残の取り扱いについての観光・プロモーション室長の答弁について、訂正させていただきます。

観光宿泊施設緊急対策事業費には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。この事業は、当部では貸付金を初め、幾つかの事業に充当しております。交付金を充てている事業につきましては、事業完了後に実績に基づいて事業間で交付金の充当額を調整することとしております。国への新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の返還を極力縮減するように調整することとしておりますので、訂正させていただきます。

○工藤勝子委員 移住定住支援対策についてであります。先ほども沿岸地域の企業立地の話がありましたが、企業立地が進まない理由に、企業側が企業を立地しても、そこに人を集めることができるのかという大きな問題があるようです。遠野市でも東、西工業団地が間もなく完成し、そこに大きな工場ができるだろうと予想されておりますが、どうやって働く人を確保することができるのかという課題があります。遠野市であれば、釜石市、住田町、宮古市川井地域から、道路網がよくなったので、もしかすると花巻市からも入ってこれるという条件が整っています。そのような中、人材の確保は非常に大事で、全国至るところの地方では、人口減少や少子化の問題もあって、移住定住や関係人口の拡大に非常に大きな力を入れていると思っています。ですから、他県に負けないようないろいろなメニューを出しておくことが大事ではないかと思うのです。また、地元と移住する人をつなぐような、そういう役割に真剣になって取り組んでくれる移住コーディネーターが大事ではないかと思うのです。コーディネーターは資格なのでしょうか、それとも認定なのでし

ようか。岩手県内には移住コーディネーターがどのくらいいらっしゃるかと捉えていますでしょうか。

○小原定住推進・雇用労働室長 移住コーディネーターは資格等ではありません。私どもといたしましては、令和2年2月から登録制度といたしまして、各市町村で移住コーディネート業務をする人に登録をしていただいております。今28市町村で54名の方に登録いただいております。内訳としては、市職員の方が多くて31名となっております。市町村の職員として業務としてやっていたり、地域おこし協力隊の業務としてやっていたり、それから専任で移住コーディネーターをやっていたり、こちらの方は、市町村に対して特別交付税措置がありまして、報償費と活動費を合わせて350万円という上限がありますが、この経費の中で専ら移住コーディネーターの業務をやられる方になります、合わせて現在54名おります。

○工藤勝子委員 移住する人は、それぞれの市町村に入りたいということがありますので、市町村でもそのような形で移住定住を進められるのだらうと思っておりますし、今までも取り組んできたのだらうと思います。地域おこし協力隊の人たちも地域に入って活躍しております。その人たちのネットを使って、関係人口をふやすことも非常に大事であります。県や市町村はどのような移住定住に係る支援をしているのですか。また、連携して何かをやられているのですか。お聞きいたします。

○小原定住推進・雇用労働室長 まず、移住先はそれぞれの市町村なので、市町村との連携は必要不可欠ということもありまして、登録制の移住コーディネーター制度を設けました。県から各市町村につなぎたいときに、どの方におつなぎすればいいのか明確になるようにコーディネーターを設けまして、その方々については、各市町村、どういう方に相談したらいいのかわかるように、県の移住定住のポータルサイトでも顔写真やプロフィール等を出してPRしているところです。

県としては、移住定住イベントのときには市町村も巻き込んでやることにしております。昨年11月には1週間オンラインで、33市町村、33企業での移住Weekというイベントを行いました。この会議は全33市町村に参加いただきまして、それぞれ御紹介いただきました。また、実際にオンラインでやってみると、独特の難しさがあったり、アピールの手法が必要でしたので、市町村の方に声をかけて一緒に研修等を行うなど連携をしております。今後もより一層連携を深めてまいりたいと思っております。

○工藤勝子委員 市町村の窓口も広がりまして、非常にいい環境が整ってきていると思っておりますが、令和に入ってからどのくらいの人たちが岩手県に移住してきたのでしょうか。

○小原定住推進・雇用労働室長 令和に入ってから移住者であります、令和元年度は1,190の方がいらっしゃっております。本年度は、12月末のところ806の方がいらっしゃっております。本年度は新型コロナウイルス感染症の関係がありまして、移住を考えてはいたけれども緊急事態宣言のもとで動くのはどうかということで、様子見をしている方もいらっしゃる、実数としては若干伸び悩んでいるところでもあります。

○**工藤勝子委員** 私も東北3県にどのくらいの人 coming しているのか調査をしていませんので比較はできないのですが、移住して来る人たち、特に遠野市に来る人たちは田舎暮らしを求めてくる人が多いのです。そうすると、農林水産部との関係も出てくると思うのですが、連携というのは取られていらっしゃいますでしょうか。

○**小原定住推進・雇用労働室長** U・Iターン就職や県内就職促進については、いわてで働こう推進協議会を設けて取り組んでおります。その中に農業公社や林業労働対策基金、漁業担い手基金にも入っていただいて、一緒に取り組みを進めているところです。具体的には、首都圏の窓口等には第一次産業に憧れて来る方も多くいますので、新規就農の窓口につないだり、林業アカデミーや水産アカデミーの制度の紹介をしています。またイベントとして、農業に抵抗なく入っていけるように、先に移住して就農されている先輩農業者の方との意見交換の場等を設けたりしています。就農等の人材育成については農林水産部、情報提供や交流については商工労働観光部になりますので、連携して取り組んでおります。

○**工藤勝子委員** 宮崎県の例を日本農業新聞で見ることができまして、宮崎県では2021年度、地方の移住を希望する人が増加しているということから、移住定住にかける事業費として3億円を予算措置したのです。そして、定住するうちを補修するのに、1戸当たり、前は20万円だったのを80万円に上げたのです。リモートワークと農業やレジャーを組み合わせ合わせたワーケーションなど、いろいろなメニューを出して呼び込もうとしているのです。岩手県も、ただ来てくださいではなくて、岩手県に来て何ができるのか、どんなことが楽しめるのか、どんな仕事ができるのか、そういったことを組み合わせながら、いろいろな呼びかけをするようにならないといけない。これから移住してくる人たちに対して、ITの整備をすることも非常に大事になってくるでしょう。岩手県には宮崎県でやる家賃補助のような事業はありますか。

○**小原定住推進・雇用労働室長** 令和3年度の予算の話になってしまいますが、県でも若者への住宅支援として改修等に対する補助を行うこととしています。こちら商工労働観光部の事業ではありませんが、若者支援のパッケージとしてやっていく予定はあります。

○**工藤勝子委員** 最後にいたします。少子化ということを考えて、一人でも地域の人口をふやしたいという思いがあるのであれば、若い人たちが入ってくるような取り組みをしないと。遠野市に来ている人たちは、若い人もいますが、退職されて余生を楽しみたい、自然と一緒に暮らしたいという人たちが多くて、町なかに住まずに、非常に離れた郊外に住んでいる人が多いのです。そこをターゲットにするのもいいかもしれませんが、これからは、地方でも仕事ができるシステムをつくるなど、ぜひ県として若い人たちを取り込めるような状況をつくっていただきたいということをお願いして、終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 55 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費第 3 項土木施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 12 から 21 まで、2 変更中 3 から 11 まで、議案第 61 号令和 2 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 65 号令和 2 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 69 号令和 2 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 76 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第 77 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 6 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○坊良副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第 55 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算（第 7 号）中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 7 ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、事業費の確定に伴う所要の整備や国の補正予算への対応に伴うものであり、第 1 表歳入歳出予算補正のうち当部関係の内容は、7 ページ、6 款農林水産業費、3 項農地費のうち 1 億 128 万 8,000 円の増額、8 ページ、8 款土木費は 303 億 7,322 万 4,000 円の増額、9 ページ、11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費は 28 億 5,507 万 9,000 円の減額、13 款諸支出金、2 項公営企業負担金のうち 8,198 万 7,000 円の増額、合わせまして 277 億 142 万円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容につきまして御説明申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書 154 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、3 項農地費、2 目土地改良費のうち当部関係は、次のページに参りまして、説明欄最下段の県土整備部として記載している箇所であり、一つ目の農業集落排水事業費補助は、国庫補助金の追加配分等に伴い増額しようとするものであります。

少し飛びまして、176 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、管理運営費等を減額しようとするものであります。

179 ページをお開き願いまして、2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費のうち、説明欄 1 行目、道路環境改善事業費は、国の補正予算等に対応し、道路の舗装補修、橋梁補修及び補強等に要する経費、次の除雪費は、年度の降雪量を踏まえ、不足が見込まれる経費について、それぞれ増額しようとするものであります。

次のページをお開き願いまして、3 目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄 1 行目の

地域連携道路整備事業費は、現道の拡幅、線形の改良、バイパスの建設などの道路整備に要する経費、一番下の直轄道路事業費負担金は、国が実施する道路整備に要する経費の負担金について、それぞれ国の補正予算等に対応し、増額しようとするものであります。

183 ページをお開き願ひまして、3 項河川海岸費、2 目河川改良費のうち、説明欄 1 行目の基幹河川改修事業費は、国の補正予算等に対応し、河川改修や河道掘削などに要する経費を増額しようとするものであります。説明欄 4 行目の河川激甚災害対策特別緊急事業費、次の河川災害復旧等関連緊急事業費は、それぞれ国の補正予算等に対応し、平成 28 年台風第 10 号により被災した河川改修等に要する経費を増額しようとするものであります。

次の 3 目砂防費のうち、説明欄 1 行目の砂防事業費は、砂防堰堤や溪流保全工等の整備に要する経費、説明欄 4 行目、砂防激甚災害対策特別緊急事業費は、令和元年台風第 19 号等により被災した荒廃溪流における対策工事に要する経費について、それぞれ国の補正予算等に対応し、増額しようとするものであります。

186 ページをお開き願ひまして、4 項港湾費、2 目港湾建設費のうち、次のページに参りまして、一番下、直轄港湾事業費負担金は、国の補正予算等に対応し、国が実施する防波堤整備に要する経費の負担金を増額しようとするものであります。

188 ページをお開き願ひまして、5 項都市計画費、2 目街路事業費のうち、説明欄 2 行目、都市計画道路整備事業費は、国の補正予算等に対応し、街路の整備に要する経費について増額しようとするものであります。

190 ページに参りまして、6 項住宅費、2 目住宅建設費のうち、説明欄 2 行目の災害公営住宅整備事業費は、年度の執行見通しを踏まえ、減額しようとするものであります。

少し飛びまして、221 ページをお開き願ひます。11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費、1 目河川等災害復旧費は、河川、道路等の災害復旧に要する経費について国庫支出金の額の確定に伴い、減額しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入ります、議案（その 3）にお戻りいただきまして、11 ページをお開き願ひます。第 2 表繰越明許費補正のうち当部関係の事業は、15 ページの 6 款農林水産業費、3 項農地費のうち、下から三つ目の農業集落排水事業費補助、次の下水道事業債償還基金費補助の 2 事業 1 億 1,183 万 4,000 円、18 ページの 8 款土木費、1 項土木管理費、地域づくり緊急改善事業から 21 ページ、6 項住宅費、災害公営住宅整備費整備事業までの 51 事業 626 億 7,820 万円と、23 ページ、11 款災害復旧費、3 項土木施設災害復旧費の河川等災害復旧事業 11 億 4,307 万 2,000 円、合わせて 639 億 3,310 万 6,000 円ではありますが、これらは国の三次補正への対応予算や東日本大震災津波に係る復旧復興事業、台風災害に係る復旧事業などが主な内容であり、計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから翌年度に繰り越して使用するため、今回の補正予算において繰越明許費を定めようとするものであります。

次に、債務負担について御説明申し上げます。24 ページをお開き願ひます。第 3 表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1、追加のうち、12 空港管理運営から次ページの

21 指定管理者による花巻広域公園管理運營業務までの 10 件であり、令和 3 年 4 月 1 日の業務開始を必要とする施設管理業務などについて、令和 2 年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次ページに参りまして、2、変更のうち、3、道路環境改善事業から次ページの 11 河川等災害復旧事業までの 9 件について、いずれも令和 2 年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものであります。

次に、特別会計 2 件について御説明申し上げます。47 ページをお開き願います。議案第 61 号令和 2 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。第 1 条歳入歳出予算の総額からそれぞれ 17 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 万 6,000 円としようとするものであります。

次ページの第 1 表歳入歳出予算補正、歳入中、1 款財産収入、1 項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴い減額しようとするものであります。

次ページの歳出中、1 款管理事務費、1 項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴い、増額しようとするものであります。

60 ページをお開き願います。議案第 65 号令和 2 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。第 1 条歳入歳出予算総額にそれぞれ 2,207 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 8,581 万 5,000 円としようとするものであります。

次のページの第 1 表歳入歳出予算補正、歳入中、5 款諸収入、1 項雑入は、国からの漁業権先行補償費相当額の確定に伴い、増額しようとするものであります。

次ページの歳出中、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、歳入の増額に伴い、一般会計への繰出金を増額しようとするものであります。

次のページに参りまして、第 2 表繰越明許費ですが、1 款事業費、1 項港湾施設整備費の 1 事業 4 億 4,000 万円を、予算を翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を定めようとするものであります。

次のページに参りまして、第 3 表債務負担行為補正は、港湾管理について令和 3 年 4 月 1 日の業務開始を必要とする施設管理業務などについて、令和 2 年度中に契約事務を進める必要があることから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、企業会計 1 件について御説明申し上げます。74 ページをお開き願います。議案第 69 号令和 2 年度岩手県流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。第 3 条は、収益的収入及び支出ですが、収入は他会計補助金等を 9,975 万 2,000 円増額し 97 億 8,932 万 4,000 円、支出は維持管理に係る委託料等を 8,600 万 7,000 円減額し 94 億 9,238 万円としようとするものであります。

第 4 条は、資本的収入及び支出ですが、次ページに参りまして、いずれも国庫補助金の

追加等に伴うものであり、収入は5億9,690万1,000円増額し19億952万2,000円、支出は6億6,030万8,000円増額し29億8,819万9,000円としようとするものであります。

次に、負担議案2件について御説明申し上げます。88ページをお開き願います。議案第76号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは令和2年3月24日及び令和2年10月13日に議会の議決をいただきました土木関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

90ページをお開き願いまして、議案第77号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは令和2年3月24日に議会の議決をいただきました流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い、受益町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で議案6件についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 道路環境改善事業費の関係ですが、ことしは雪が多くて除雪も大変でしたし、雪が解けると今度は道路の傷みがあちこちで目立つようになったということで、雪解けを待って舗装の補修等をやられるとのことでもあります。国の補正予算もあり、かなり進むのではないかと期待を寄せておりますが、143億4,000万円余の増額により対応できる舗装の修理、橋梁の補修や補強、これらは大体どのくらいの箇所を想定しているのかお伺いします。

○**照井道路環境課総括課長** 国の第三次補正予算に呼応いたしまして、道路環境課所管で道路環境改善事業143億9,000万円余り計上させていただいております。そのうち舗装補修につきましては112億7,000万円余り、場所としては69カ所程度を見込んでおります。橋梁の補修につきましては13億5,000万円余り、38橋程度の補修を見込んでいます。

○**高橋はじめ委員** 補修しなければならない箇所はたくさんあると思いますが、今回補修する箇所数は全体の大体どれくらいになるのですか。

○**照井道路環境課総括課長** 道路の状態については、路盤から悪くてクラックがかなり入っている状態や表面に凹凸がある状態など、さまざまあると思うのですが、今回は舗装の下の路盤の状態が悪くなっている道路を直したいと考えておりまして、69カ所、延長にすれば約100キロメートル程度いけるのではないかと考えております。

○**高橋はじめ委員** 土木技術も進化してきているとのことなので、傷みやすい舗装ではなくて、かなり補強された舗装などがあるのではないかと考えています。土木技術は最近レベルアップをしたのかどうか。どの程度のサイクルで修理していかなければならないかということも、今後の予算編成上、考えていかなければならないと思うのですが、どうなのでしょうか。

○**照井道路環境課総括課長** 舗装補修の工法自体は、特段進んでいるような感じはしないのですが、例えばICTを活用した出来形管理など、最近の情報技術を活用した取り組みは行われております。今回は、穴があったところを埋めるという簡単な舗装補修から、舗装の下の碎石が傷んでいるところについては、例えば碎石を一回取り除いて、そこに新しい碎石を入れて、その上に舗装を敷くという工法、あるいはアスファルトですと、その下の路盤を一緒にかき混ぜて、さらに薬剤を投入して、舗装の下のその土台となるところまで固めた上で舗装するというのもやろうと考えています。今回補修した場所については、それなりに長持ちするのではないかと考えています。

○**高橋はじめ委員** トラックによる輸送など大型車がどんどん通ることによって、道路がすぐに傷むという心配もあります。アメリカ合衆国は、日本のようなアスファルト舗装ではなくて、コンクリートでかなり頑丈にできているので、大きなトラックががらがら走ってもそんなにすぐには傷まないのかなと思います。日本はアスファルトで走りやすいかわりに、夏場に気温が高くなるとわだちができたり、冬場は凍ってコンクリート面が裂けるなどいろいろあります。地域に合った舗装の仕方というのを考えてやっておられるのだらうと思うのですが、建物だとおよそ四、五十年もつと言われていますが、最近の道路の寿命はどうなっているのでしょうか。

○**照井道路環境課総括課長** 高橋はじめ委員が御指摘されたとおり、大型車の交通量を考えて舗装の厚さ、強度を決めておりますが、新しい道路の場合など、交通量が当初予想よりも上回ることがあります。そのような場合に舗装が傷みやすくなってしまいます。

今回は橋梁の補修もかなりやっているのですが、橋梁については現段階では100年もたせるという考え方で取り組みを行っているところです。

○**高橋はじめ委員** いずれ人口も減少し、物流関係も減ってくるという想定もあるのですが、逆に今度は予算が確保できるかという心配もあります。道路の補修を定期的に行われるかどうか、非常に不安視しております。できれば新設の道路も補修工事も極力長くもつようにしていただきたい。あるいは補修工事でも、簡単な補修で長期間再補修しなくてもいいように進めていただきたいという思いがありまして、今お話を伺いました。今後の道路新設あるいは補修についても、できれば最先端で、世界全体で取り組んでいるような技術も導入していただきながら補修工事をしていただきたいと思っております。

二つ目は、国土強靱化予算について、令和3年度から第2期になるというお話をちらっと聞いたのですが、国土強靱化に対する国の取り組み姿勢を県はどのように受けとめておられるのか、それを県のさまざまな土木関係の整備にどのように生かしていこうと考えているのかお伺いします。

○**菊地企画課長** 昨年の12月に閣議決定いたしました防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策についてのお問い合わせであります。この5か年加速化対策は、三つの柱でもって取り組みを進めていくことにしています。一つ目が激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、二つ目が予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化

対策の加速、三つ目が国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進でありまして、この国土強靱化の取り組みを加速化、深化を図ることにしております。

県としては、昨年の12月に第2期の岩手県国土強靱化地域計画を策定しておりましたので、今般の国の5か年の対策、重点化を図るとされたものの中身の取り組みをしっかりと確認しながら、予算を活用して対策を進めていきたいと思っております。特に、先ほど話がありました道路の舗装補修も含めまして、インフラの老朽化対策を重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 期待するような予算措置を国からしていただければ大変ありがたいと思っております。岩手県はかなり広範囲な地域であります。それぞれの地域から道路の新設やバイパスを含めた改良等の要望が出されておまして、どのように整備を進めていくのか非常に悩ましいかもしれませんが、ぜひ地元の期待に応じて整備を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。私のところからも要望をたくさん出しておりますのでお願いしたいと思っております。

○軽石義則委員 代表質問でも除排雪の件は聞きましたが、詳しく聞き取れなかったので改めて伺います。今回予算として具体的な数字が出ていますので、まずこの内容について、ことしの冬は特に大変だということで補正するのだと思うのですが、3月といても今後まだ雪が降る可能性もあります。それらも含めた補正予算となっているのか、内容についてお知らせ願います。

○照井道路環境課総括課長 除雪費の関係であります。当初で32億7,800万円余を計上しておまして、今回の補正で31億5,000万円余を計上させていただきまして、合計で64億2,900万円になっております。これは3月末までにかかる除雪費を見込んで計上しているものであります。

○軽石義則委員 天気との戦いですから、どこまで正確にというのはなかなか難しいと思います。今回、除雪と、特に排雪の要望が私のところにも多く来たのですが、除雪と排雪の区分というのはあるのでしょうか。

○照井道路環境課総括課長 路線ごとに除雪企業に委託をしているのですが、排雪についてもその企業にやっていただくことになっております。例えば2車線道路の除雪であれば、本来2車線があつて車両がすれ違わなければならないのですが、除雪によって路肩に雪が寄せられて路肩がどんどん狭くなって、車両のすれ違いができなくなるという状態を避けるために、排雪、除雪をしている状況であります。

○軽石義則委員 2車線であれば、当然広い場所ですからできると思うのですが、1車線ではすれ違いが厳しくなつてきて、さらに歩道にも除雪が寄せられて歩行も困難だという話を聞いていますし、実際に見ています。もう除排雪を同時にしなければならないと思うのですが、距離的にはどれくらいであると把握されているのですか。

○照井道路環境課総括課長 私の記憶で申しわけないのですが、12月に大雪が降った際は、延長で70キロメートル程度の排雪を行っておりました。

○**軽石義則委員** ことは県南地域のほうが大雪で大変だったようですが、生活道路が排雪までできなくて仕事を休まざるを得ない。特に道路を使った運搬など物流関係の仕事は非常に困ったということもあったのですが、それらに対する苦情等はなかったのでしょうか。

○**照井道路環境課総括課長** 除雪車がなかなか来ない、あるいは排雪をしてほしいという要望については、土木センター等に寄せられていたと承知しております。

○**軽石義則委員** そういうことになる、マンパワーで解決するしかないのですが、機械とオペレーターは限られております。前にもお聞きしたとき、知事はこれから拡大していくと答弁してくれたのですが、どこまで拡大すればいいのか、その見通しは難しいと思います。県土整備部として、今回の大雪に対応できるくらいの予備力をつけていきたいのか、それとも平均的な降雪量に対する予備力をつけていくのか、どちらなのか。

○**照井道路環境課総括課長** 極力、今回のような大雪にも対応してきたのですが、軽石委員が前にもおっしゃっていましたが、住民にとっては県道も市町村道も関係ありませんので、市が管理している道路を県が除雪をして、県が管理している道路を市が除雪するという交換除雪をやっているのですが、それが地域一帯を一の字で書くような、要するに空で動くことがないような除雪を効率的にやりたいと考えています。そのような取り組みを来年度に向けてさらに広めていきたいと考えているところです。

○**軽石義則委員** 県と市町村の交換した除排雪はすごくいい対策だと思いますので、ぜひ引き続き進めていただきたいと思います。

県民の皆さんは、国道は早く除排雪をやってくれるのに、終わると国道にかかわる機械は止まってしまう。県道や市町村道はまだ除排雪を求めているのになぜかという素朴な疑問を持ちます。それは道路管理者が違うということもありますし、そこにオペレーターがいる、いないということもありますが、国ともしっかり連携を取ってやっていただくことが大事だと思うのです。その点はどうか。

○**照井道路環境課総括課長** 国が管理している道路は国道4号や国道45号など、岩手県の一般道の中では幹線となる道路ですので、まず国がその幹線道路の交通の確保を最優先で、いち早くやっていただきたいというのが、県として第一の考え方です。

○**軽石義則委員** それは当然ですが、先ほども言ったとおり、県民にとっては、誰が管理しようが道路は道路なのです。幹線道路が終わったら、ある機械を有効に活用して生活道もやってほしいと求めてくるのは当たり前だと思うのですが、部長、国との連携はどうなのですか。これから今回の経験を生かしてやっていくこともあると思うのですが、どうですか。

○**中平県土整備部長** 関係機関との連携というのは非常に重要な視点であります。今回の大雪は異常気象というようなものでありましたので、完全にきれいに除雪をすることはなかなかできませんでした。被害をできるだけ軽減するために、関係機関とも連携した対策が必要となりました。

軽石委員から御指摘があった、例えば国の機械があいているときというお話ですが、オペレーターからは、国が使っているような大型な機械の操作は慣れていないと難しい、あるいは操作上の問題があると聞いておりますので、機械をそのまま転用することは難しいかもしれません。したがって、ハード面を融通し合うことはなお検討課題であります。

今回の異常気象のようなときには、ドライバーの命を守るために国との連携が非常に重要になります。知事が答弁されたように、場合によっては高速道路もとめる場合がありますので、スタックをしないように、県道では早め早めに除雪体制を整える、監視体制を強化する、こういったところで国との連携を強化し、被害軽減対策をやっていく。命を守るという視点で国との連携体制を強化させていただいたところであります。

○**軽石義則委員** 命を守ることも当然大事です。今回岩手県では、多少の渋滞はありましたが、北陸で起きたように長時間の渋滞、あのぐらい危険な状況にはなりませんでしたが、しかし、いつそのような事態になるかは予測できないので、準備は必要だと思うのです。国も県も市町村もしっかりと連携できる体制をつくっておくことが危機管理だと思いますので、その部分をさらに進めていただきたいと思います。また県民の皆さんに、県道も国道も市町村道も同じようにやっているのだということを伝えるような対応も求められていると思いますので、ぜひそのことをお願いしたいと思います。

○**中平県土整備部長** まずは限られたオペレーターに効率的に動いていただくことが大事だと思いますので、来年度からオペレーターの育成を支援する場もつくっていかうと思っております。それは、市町村で委託しているオペレーターも含めて、慣れない機械についても訓練してもらう場を県が用意して、県、市にかかわらず、ベースとなるオペレーターの育成に取り組んでいきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第79号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**辻村技術参事兼建築住宅課総括課長** 議案（その4）の3ページをお開き願います。議案第79号県営住宅等条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料 1 ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨であります。県営住宅の入居者資格の特例措置の範囲を改めようとするものであります。箱書き部分の二つ目の丸、公営住宅の入居資格の特例についてであります。東日本大震災復興特別区域法の規定によりまして、大震災により住居の全壊など被災された方々に係る入居者資格につきましては、収入要件を求めないこととする特別措置が設けられていたところ。今般この特例措置が 3 月 11 日をもって終了しますことから、条例におきましても入居者資格の特例措置の対象から被災者等を除くものであります。

次に、2、条例案の内容であります。県営住宅の入居者資格の特例措置の範囲を改めるものであります。

次に、3、施行期日についてですが、令和 3 年 3 月 12 日から施行することとしております。これは東日本大震災復興特別区域法による被災者等に係る入居者資格の特例措置の終期は令和 3 年 3 月 11 日でありまして、同日の翌日からは法律の原則どおり、被災者等についても収入要件を求めることとする必要があるためです。なお、この収入要件は、あくまでも新規に入居する場合において必要な資格となっており、この特例の廃止によって、今入られている既存入居者の入居継続の可否には影響がありません。また、家賃も従来の扱いから変わらないものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 80 号一般県道不動盛岡線岩崎川 1 号橋架替ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その 4）の 4 ページをお開き願います。議案第 80 号一般県道不動盛岡線岩崎川 1 号橋架替ほか工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の 2 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、矢巾スマートインターチェンジと岩手医科大学附

属病院や流通団地間の接続点である上矢次交差点において、交差点改良に伴う橋梁の架けかえ工事を行うものであります。

変更契約の理由及びその内容です。当初契約においては、予定価格が5億円未満であったことから、盛岡広域振興局発注としておりましたが、今回の変更により請負契約額が5億円以上となることから提案するものです。

工事費が増額となった変更の内容について、順次説明させていただきます。4ページの上の図をごらんください。第1回変更につきましては、迂回路の供用に先立ち必要な信号機仮移設工を増工したものです。

次に、下の図をごらんください。第4回変更につきましては、試掘調査の結果、掘削壁面と底面から、写真にありますように多量の浸透水が確認されたため、オープン掘削から鋼矢板の仮締切工を伴う掘削へ工種を変更したことに伴い、工事費が増嵩したものです。

次に、5ページの図をごらんください。今回の第5回変更では、杭施工ヤード、そして橋梁の埋め戻しにつきまして、掘削土を流用する予定でしたが、その土質が埋め戻し材に適さないことが判明したため、現場外に搬出し、不足する埋め戻し材を購入土に変更しようとするものです。

2ページにお戻りください。契約額ですが、令和元年6月26日の当初契約金額4億1,101万5,000円に対し、今回の変更により1億4,400万5,400円、35%の増額となり、変更後の契約金額は5億5,502万400円となるものです。

請負者は、株式会社タカヤであります。工期は、現在の令和3年3月8日に対し、今回の変更により23日の付与となり、変更後の工期は令和3年3月31日となるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第81号小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてから議案第87号小本川筋尼額地区河川災害復旧助成（河道掘削工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてまで、以上7件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上澤河川課総括課長 お手元にA4横書きの資料をお配りしております。ただいまより御説明申し上げます議案第81号から議案第87号まで、小本川における請負契約議案の位置図となっておりますので、参考としていただきたいと思っております。

それでは初めに、議案（その4）5ページをお開き願います。議案第81号小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の6ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町岩泉地内において河川改修工事を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な変更であります第2回変更、第4回変更の内容について、8ページ以降の資料により説明させていただきます。8ページをお開き願います。第2回変更における主な変更内容について御説明します。上段の②の位置図をごらん願います。新たな残土処理地を確保するため、運搬距離及び運搬量の変更を行ったものです。

下段の③の図をごらん願います。施工に伴う振動等による近隣家屋への影響を調査するための経費を追加したものです。

次に、9ページをお開き願います。第4回変更における主な変更内容について御説明します。上段の⑥の図をごらん願います。残土処理地の受入れ可能量がふえたことに伴い、計画河床までの掘削が可能となったため、河道掘削の実施に合わせて橋梁の洗掘防止対策を実施するものです。

下段の⑦の図をごらん願います。現地精査を行った結果、特殊堤の形式及び根継ぎ工の形式を変更するものです。

次に、10ページをお開き願います。⑧の図をごらん願います。公募型土石採取事業プラントの残土受入れ可能量がふえたことから、暫定断面から計画断面に変更するため、掘削土量をふやすものです。

また、契約書第25条第6項の請求に基づきまして、インプレスライドを実施するものです。

以上の理由により変更契約額が増額となるものです。

6ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成31年2月28日に議決いただいた当初契約の金額23億7,956万4,000円に対し、今回の変更によりまして5億6,739万3,200円、23.8%の増となり、変更後の契約金額は29億4,695万7,200円となるものです。

請負者は、株式会社ピーエス三菱。工期は、現在の令和5年3月15日で変更はありません。

次に、議案（その4）の6ページをお開き願います。議案第82号小本川筋中里地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めること

についてを説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 11 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災した岩泉町中里及び中島地内において河川改修を行うものあります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 2 回変更、第 3 回変更、第 5 回変更の内容について、13 ページ以降の資料により説明させていただきます。13 ページをお開き願います。第 2 回変更につきまして、単価適用年月変更請求に基づきまして、単価適用年月を変更したことにより工事費が増となったものです。

次に、上段の③の図をごらん願います。第 3 回変更におきまして、現地精査結果に基づきまして、樹木伐採などを増工したものです。

次に、14 ページをお開き願います。第 5 回変更における主な変更内容について御説明します。上段の⑥の図をごらん願います。新たな残土処理地を確保し、残土の受入れ可能量がふえたことから、暫定断面から計画断面に変更するため、掘削土量をふやすものです。

次に、15 ページをお開き願います。上段の⑦の図をごらん願います。新たな残土処理地として確保した公募型土石採取事業プラントにおきまして、往来する残土運搬車による国道の交通混雑を緩和するため、仮設道路工を増工するものです。

以上の理由によりまして、変更契約金額が増額となるものです。

11 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 12 月 13 日に議決いただいた当初契約の金額 11 億 7,504 万円に対し、今回の変更によりまして 11 億 6,605 万 7,200 円、99.2%の増となり、変更後の契約金額は 23 億 4,109 万 7,200 円となるものです。

請負者は、県北緑化株式会社。工期は、現在の令和 5 年 3 月 15 日で変更ありません。

次に、議案（その 4）の 7 ページをお開き願います。議案第 83 号小本川筋宮本地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 16 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災した岩泉町袈野地内において河川改修を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 2 回変更、第 4 回変更の内容につきまして、18 ページ以降の資料により説明させていただきます。18 ページをお開き願います。第 2 回変更における主な変更内容につきまして御説明します。上段の③の図をごらん願います。新たな残土処理地を確保するため運搬距離の見直しを行ったものです。

下段の④の図をごらん願います。当初概略設計発注とした内容につきまして、現地精査の結果、関係者協議の結果に基づきまして詳細設計を実施し、変更を行ったものです。

次に、19 ページをお開き願います。第 4 回変更における主な変更内容について御説明します。上段の⑦の図をごらん願います。新たな残土処理地を確保し、残土の受入れ可能量

がふえたことから、暫定断面から計画断面に変更するため、掘削の量をふやすものです。

下段の⑧の図をごらん願います。河道掘削工により影響を受ける用水管路の移設を増工するものです。

次に、20 ページをお開き願います。⑨の図をごらん願います。橋梁下部工に係る打杭工におきまして、安定した足場を確保するため、仮設の作業台設置を増工するものです。

以上の理由により、変更契約金額が増額となるものです。

16 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 12 月 13 日に議決いただいた当初契約の金額 17 億 3,880 万円に対し、今回の変更によりまして 4 億 8,831 万 5,300 円、28.1%の増となり、変更後の契約金額は 22 億 2,711 万 5,300 円となるものです。

請負者は、県北緑化株式会社・長沢産業株式会社特定共同企業体。工期は、現在の令和 5 年 3 月 15 日で変更はありません。

次に、議案（その 4）の 8 ページをお開き願います。議案第 84 号小本川筋卒郡地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 21 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災した岩泉町中島及び小本地内において河川改修を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 2 回変更、第 3 回変更、第 5 回変更の内容について、23 ページ以降の資料により説明させていただきます。23 ページをお開き願います。第 2 回変更におきまして、当初概略設計発注としていた内容につきまして、現地精査の結果及び関係者協議の結果に基づきまして詳細設計を実施し、変更を行ったものです。

次に、24 ページをお開き願います。第 3 回変更におきまして、現地精査の結果、河道掘削断面及び残土運搬距離を変更したものです。

次に、25 ページをお開き願います。第 5 回変更における主な変更内容につきまして御説明します。上段の⑧の図をごらん願います。小本川河口部におきまして、漁協との協議結果から、水中掘削の施工方法を水中ブル掘削に変更するものです。

下段の⑨の図をごらん願います。河道掘削の影響によりまして対策が必要となった橋脚周囲に護床ブロックの施工を追加するものです。

次に、26 ページをお開き願います。⑩の図をごらん願います。新たな残土処理地を確保し、残土の受入れ可能量がふえたことから、暫定断面から計画断面に変更するため、掘削土量をふやすものです。

以上の理由によりまして、変更契約金額が増額となるものです。

21 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 12 月 13 日に議決いただいた当初契約の金額 13 億 3,920 万円に対し、今回の変更によりまして 8 億 5,827 万 7,200 円、64.1%の増となり、変更後の契約金額は 21 億 9,747 万 7,200 円となるものです。

請負者は、宮城建設株式会社。工期は、現在の令和5年3月15日に変更ありません。

次に、議案（その4）の9ページをお開き願います。議案第85号小本川筋門地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料27ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町門地内において河川改修を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第5回変更の内容につきまして、28ページ以降の資料により説明させていただきます。28ページをお開き願います。中段の平面図及び下段の図をごらん願います。第5回変更におきまして、事業用地を取得できたことから、ブロック積工を増工するものです。また、残土受入れ先を確保するため、残土処理地造成工を増工するものです。また、名目利橋の架けかえを増工するものです。以上の理由によりまして、変更契約金額が増額となるものです。

27ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成31年2月28日に議決いただいた当初契約の金額7億437万6,000円に対し、今回の変更によりまして4億7,254万5,700円、67.1%の増となり、変更後の契約金額は11億7,692万1,700円となるものです。

請負者は、株式会社中村建設。工期は、現在の令和5年3月15日に変更ありません。

次に、議案（その4）の10ページをお開き願います。議案第86号小本川筋袋綿地区河川災害復旧助成（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の29ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町袋綿地内において河川改修を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第5回変更の内容につきまして、31ページ以降の資料により説明させていただきます。31ページをお開き願います。中段の⑤の図をごらん願います。第5回変更におきまして、事業用地を取得できたことから、ブロック工を増工するものです。以上の理由により変更契約金額が増額となるものです。

29ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成30年12月13日に議決いただいた当初契約の金額7億1,992万8,000円に対し、今回の変更によりまして1億6,973万7,700円、23.6%の増となり、変更後の契約金額は8億8,966万5,700円となるものです。

請負者は、樋下建設株式会社。工期は、現在の令和5年3月15日に変更ありません。

次に、議案（その4）の11ページをお開き願います。議案第87号小本川筋尼額地区河川災害復旧助成（河道掘削工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の32ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記

載のとおりです。工事概要は、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災した岩泉町尼額地内において河川改修を行う工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、今回の変更によりまして請負契約額が 5 億円以上となることから、今回提案するものです。当初発注におきましては、予定価格が 5 億円未満であったことから、沿岸広域振興局岩泉土木センターの発注としております。

変更内容につきましては、第 5 回変更内容につきまして、34 ページ以降の資料により説明させていただきます。34 ページをお開き願います。⑤の図をごらん願います。第 5 回変更におきまして、事業用地を取得できたことから、ブロック工を増工するものです。

また、35 ページをお開き願います。⑥の図をごらん願います。残土処理地の調整により運搬距離を変更するものです。

以上の理由によりまして変更契約金額が増額となるものです。

32 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 10 月 31 日の当初契約の金額 4 億 1,256 万円に対し、今回の変更により 3 億 6,585 万 5,600 円、88.7%の増となり、変更後の契約金額は 7 億 7,841 万 5,600 円となるものです。

請負者は、佐藤建設株式会社。工期は、現在の令和 5 年 3 月 15 日で変更ありません。

以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

○**ハクセル美穂子委員長** この際、換気のため 2 時 45 分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**ハクセル美穂子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 一括で 7 件の請負変更契約ですが、これは国の補正予算も入って事業規模を拡大したと受けとめたのですが、上流から下流まで本当に全部やらなければならないのでしょうか。工事は早めに終了してほしいと思っています。似たような災害は起きてほしくないとも思っているのですが、国の補正予算がなかったらこれだけできなかったのではないかと素朴な思いがあります。要するに必要最小限の災害復旧にとどめてもという思いがあるのですが、今回これだけの案件が変更契約になったその理由をお知らせください。

○**上澤河川課総括課長** この小本川の河川改修なのですが、町なか上流が河川災害復旧助成事業、下流が河川激甚災害対策特別緊急事業となっておりまして、それぞれ事業の性格が違っている部分があります。上流側の助成区間につきましては土木施設等の被害があった箇所です。それを復旧するには、それに加えて河川改修、改良復旧をすることになります。下流の激特につきましては、土木施設等の被害は少なかったものの、越水等を起こして甚大な浸水被害を受けましたので、この大規模な事業が採択になったものです。現時点における平成 28 年から令和 4 年度までの事業費は、上流の河川災害復旧助成事業につきましては 75 億円、下流の河川激甚災害対策特別緊急事業につきましては 154 億円、全体で 229 億

円となっております。今回の国の補正事業につきましては、来年度分が前倒しになった形で、事業をより促進していくというような意味合いがあります。現地の精査等を見ながら事業費等は見直ししていくものでありますが、基本的には当初の全体計画に基づいて河川改修を進めていくことに変更はありません。

○高橋はじめ委員 大変大きな災害でありましたし、貴い命が失われたのは、小本川自体が気候変動を含めた設計になっていなかったからなのかなと。そういう意味で、予算がついた段階で直せるところは全部直していこうという思いがあるように受けとめましたし、工事も広範囲にも見えたものですから、質問をさせていただきました。

次に河道掘削で上げた土の処分場所について、遠くまで運んでいかなければならないなど、なかなか厳しい事情があると聞いています。いずれまた別の機会に質問しますが、後々処分、処理について問題が起きないように、しっかりとやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○高橋但馬委員 何点か確認をさせていただきたいと思います。議案第 84 号ですが、第 5 回変更内容のところに水中掘削押土と書いてあります。川の水深はそんなに深くないので水陸両用のバックホーでやるのか、もしくは別の方法なのかというのが 1 点。

次に議案第 85 号ですが、水上残土処理地というのがありますが、この残土の処理の仕方。

最後に議案第 86 号ですが、第 5 回変更内容のところに、事業用地を取得できたことから、ブロック工を増工するものとなっているのですが、この事業用地を取得するのにてこずった、あるいは取得できない案件があったのかお知らせください。

○上澤河川課総括課長 まず、議案第 84 号の水中掘削押土は重機の関係であります。施工区間が小本川の河口部であったため、漁業協同組合と調整をしながらやっております。できるだけ濁水を流す期間を短くするために、通常であれば水位が高いときは避けたり、水面より上を掘削したりするのですが、河道の計画上どうしても水深部分を掘削しなければなりませんので、漁業協同組合から短時間で施工をしてくれるならということで了解をもらいまして、機械を導入して水中掘削押土という施工をすることでまとまったものであります。

続きまして、議案第 85 号の門地内水上地区の残土捨て場の確保のことかと思いますが、ここの河川災害復旧助成事業と河川激甚災害対策特別緊急事業で発生する残土は、全体で 330 万立方メートルを超えると予測されております。水上地区につきましては県単独の助成事業で用地を取得しまして、将来的に水防活動の拠点として、例えば洪水時の土砂として大型土のうの供給の材料にすることなどを考えまして、残土処理地を確保したところがあります。全体としましては、地元の岩泉町や建設関係の方などあちこち駆けずり回りまして、現時点で、大きささまざまあるのですが約 21 カ所ほどの残土処理地を確保しているところですが、水上地区については県で取得しました。大規模な残土の処理につきましては、民間の力も活用しながら、砂利等に加工して建設資材として排出したり、通常の残土捨て

場に持っていくなどしておりますが、水上地区はその一環であります。

続きまして、河川災害復旧助成事業の門地区から議案第 87 号の尼額地区についてであります。発注時点で地権者の了解が得られていたのは 3 割から 4 割ぐらいでした。通常であれば全ての用地等が確保されてから着手するのですが、できるだけ早く現地に入って、一日でも早く復旧を進めたいとの考えから、取得がまだできていなかったところを除いて契約をしてやってきておりました。この間に用地交渉がまとまり、事業場所が確保できましたので、新たにブロック工を施工することができるようになったというものです。

用地補償に対する御懸念のお話もありましたが、現時点における用地等の状況は、河川激甚災害対策特別緊急事業につきましては全体の区間延長の約 93%、河川災害復旧助成事業につきましても 94%の方から御契約をいただいております。この間さまざまな工事を発注しながら用地交渉等を続けてきておりますが、なかなか理解を得られない方もおります。引き続き丁寧な説明をしながら用地交渉をまとめ、事業場所を確保しながら、早期の復旧に向けてしっかり進めていきたいと思っています。

○高橋但馬委員 用地取得のために、長期間の交渉が必要だと思いますが、事業の内容と危険から回避するという部分を十分に伝えて、御理解いただくように努力をお願いいたします。

○菅野ひろのり委員 議案第 82 号、議案説明資料 11 ページのところで質問させていただきます。

まず 1 点目、今回の変更が第 5 回変更⑥河道掘削工と⑦仮設道路工の増工となっておりますが、その積算はそれぞれ幾らなのか、内訳をお知らせ願います。

2 点目、残土処理について、残土はどの程度の量が発生して、どういった根拠で金額を算出したのか伺います。

3 点目は、交通混雑の緩和ということですが、どの程度の渋滞が考えられていて、それがどのようになるのか、細かいところですが確認です。

最後に、これだけ大規模な河道掘削をやるというのは、逆に言うと二度と同じような災害を起こしてはいけないという観点も当然あるのだと思います。平成 28 年台風第 10 号では、岩泉町に 1 時間当たり 70.5 ミリメートルの雨量があったとのことでしたが、今回の工事によって、どの程度の雨量に対応できるような河川になるのか教えていただきたいと思っております。

○上澤河川課総括課長 残土処理関係の増額分ではありますが、河道掘削工が約 7 億 5,300 万円となっております。また、国道の交通混雑を緩和するための仮設道路工の増工部分が 3 億 800 万円となっております。

交通量の関係ではありますが、今回仮設道路の設置が必要と判断した根拠としまして、平成 27 年時点の国道 455 号の交通量の調査結果によりますと、昼の 12 時間の自動車交通量は、1 時間当たり 240 台とのこととなります。土石採取場が本格化した場合、今回発生した残土をここのプラントに持ち込む場合については 1 日当たり 2,800 立米、ダンプトラッ

クに換算すると1時間当たり70台、ここのプラントから製品として搬出する場合につきましては、1時間当たりおおよそ30台と算出されておまして、小本川の河川工事に関するダンプ関係だけでも相当量が混在すると見込まれたことから、今回仮設道路を確保したところであります。

続きまして、今回の小本川河川改修の規模についてであります。平成28年台風第10号のときの規模を計算しますと、大体、20分の1から30分の1の確率の規模になっておまして、今回はそれに相当する河川改修を進めていくものであります。

○中平県土整備部長 今回の上流から下流までの大規模な河川改修の考え方ですが、先ほどの高橋はじめ委員からの質問にも関連するのですが、実際にあった洪水の降水量に対して安全に流す改修を進めようというのが基本的な考え方です。その河川改修の規模が、今上澤河川課総括課長が申し上げたとおり、20年から30年に1回降る大雨に対するものとなります。ただし、今の気候変動の中、100年に1度といった大雨が降ることは全国どこでもあるところです。

今回小本川で行った河川の改修方法は、上流から下流まで連続堤防で整備するのではなく、集落があるところについては堤防ではなくて、例えば輪中堤にしたり、住宅が1カ所だけある宅地はその部分だけをかき上げするといった手法をとっております。これによって、30分の1を超えるような洪水があった場合でも、被害を最小限にできるようにしております。確かに上流から下流まで進める大規模な河川改修となりましたが、過剰な規模のスペックで整備しているものではなく、あくまでも被災流量を安全に流す改修という考え方の中、それを越える洪水があった場合でも被害を最小限にするための手法を取りながら整備を進めているものであります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第88号本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原砂防災課総括課長 議案第88号本銅口の沢筋田畑地区砂防堰堤工事の請負契約の

締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 36 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は 7 億 6,230 万円で、請負率は 92.09%、請負者は株式会社畑中組であります。工事概要ですが、平成 28 年台風第 10 号により被災した本銅口の沢において、砂防堰堤を整備する工事であります。工期は 534 日間で、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 カ年の債務負担行為で行うものです。

なお、37 ページに入札結果説明書、38 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 91 号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**上澤河川課総括課長** 議案（その 4）15 ページをお開き願います。議案第 91 号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の 39 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、東日本大震災津波により被災した茶屋前地区海岸において、水門及び防潮堤を復旧する工事であります。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の設計変更である第 2 回変更、第 3 回変更の内容につきまして、41 ページ以降の資料により説明させていただきます。41 ページをお開き願います。②の図をごらん願います。第 2 回変更におきましては、防潮堤、水門の基礎杭打設時に支障となる転石、捨石層の範囲を確認するため、支障物探査を追加したものであります。

次に、42 ページをお開き願います。上段の平面図及び中段の断面図をごらん願います。第 3 回変更におきましては、水門、防潮堤の杭打設工につきまして、地質調査地点と異なる

る箇所におきまして、調査地点よりも地盤が硬質であったため、打設に使用する油圧ハンマの規格及び杭打船の規格を変更するものです。また、水門の遮水矢板工につきまして、打設箇所の地中に転石が存在したため、打設効率の低下に伴い増額となるものです。

次に、43 ページをお開き願います。上段の位置図及び下段の断面図をごらん願います。防潮堤の杭打設部における捨石撤去工につきまして、想定よりも捨石層が広範囲に存在していたため、この撤去費用が増額となるものです。

39 ページにお戻り願います。契約金額ですが、令和2年3月3日に議決いただいた第1回変更の金額1億4,055万7,200円に対し、今回の変更により7億5,333万600円、72.4%の増となり、変更後の契約金額は17億9,388万7,800円となるものです。

請負者は、東洋建設株式会社。工期は、現在の令和3年3月15日で変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第94号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原砂防災課総括課長 議案（その4）の18ページをお開き願います。議案第94号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案説明資料の44ページをお開き願います。提案の趣旨ですが、令和2年8月26日、宮古市横町地内の砂防堰堤の水抜きから泥水が下流の家屋に流れ込み、当該家屋を破損させたことから、当該被害者と和解を締結し、損害賠償の額を定めて賠償を行うため、議会の議決を求めようとするものであります。

損害賠償の額は、家屋の復旧に要する費用といたしまして214万5,000円とし、和解の内容につきましては、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないというものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 宮古市の横町地内は、傾斜地があって、その下には民家がある地域というイメージを持っておりました。ここで、砂防堰堤の水抜きから泥水が流れて家屋を破損させたとのことで、あれっと思ったのですが、堰堤そのものにたまってしまって越水したのではなく、水抜きから出たのですか。そのような事故は想定できないものなのですか。また、再発防止についてはどのように考えておられるのですか。お伺いします。

○菅原砂防災害課総括課長 まず1点目、今回の事故については想定できなかったのかというお話であります。砂防堰堤につきましては、県の実施要領に基づきまして、完成後は年に1回、定期点検等を実施しております。この定期点検では、堤体の変状や堤体背後の対象の状況等を点検することになっております。今回の事故が発生いたしました堰堤につきましては、平成29年度に完成し、以降、平成30年、平成31年と11月ごろに、年1回の点検を行っておりますが、その時点では今回の水抜きから水が抜けるようなことは確認できなかったところ。私どもといたしましては想定外の事故と判断しているところ。

2点目の再発防止であります。県内に約700カ所以上の砂防堰堤がありますが、今回と同様の人家に近接している堰堤等約100カ所について、事故が発生した直後から約4日間、緊急点検を実施いたしました。そのうち同様の事例が想定される箇所が7カ所ありましたので、直ちに鉄格子の柵等を設置、あるいは泥水が万が一越水した場合もあふれないように応急対策等を実施したところ。また7カ所以外にも、堰堤の背面に水等はたまっていませんが、人家が近く、今後水抜きから抜けるようなことが考えられる箇所につきましては、定期点検の頻度をふやしまして、月に1回あるいは3カ月に1回の頻度で点検する、あるいは大雨等が降った際には点検をするなど、速やかに変状等を確認できるような体制をとれるように、今取り組んでいるところであります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第97号都市計画道路盛岡駅本宮線杜の大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫都市計画課総括課長 議案（その5）の1ページをお開き願います。議案第97号都市計画道路盛岡駅本宮線杜の大橋（上部工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の45ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は28億8,783万3,062円で、請負率は91.99%、請負者は大成建設株式会社であります。工事概要ですが、杜の大橋は平成18年度に2車線により暫定供用していますが、盛岡南新都市地区土地区画整理事業等の関連事業が完了し、交通量が増加していることから4車線化を図るため、下り線の上部工工事を行うものであります。工期は1,274日間で、令和2年度から令和6年度までの5カ年の債務負担行為で行うものです。

なお、46ページに入札結果説明書、47ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○菅野ひろのり委員 今回入札に参加した業者は、全て他県の業者でしょうか。確認です。

○八重樫都市計画課総括課長 御指摘のとおりです。

○菅野ひろのり委員 平成18年度からやっていたとのことではありますが、復興需要がピークアウトし、道路や橋関係は補修等になっていきます。今後このような新規の工事はなかなかない中で、県内業者への発注は意識していかなければいけないと思っているのですが、設計の段階で県内業者を意識した考え方はできないもののでしょうか。例えば、メタルの工事であれば県内で完結できますが、コンクリートであれば大手になります。一方で、開運橋等の大型案件では、メタルとコンクリートの工事を共同で行うということで、入札に参加している例もあります。橋梁について、県内業者を意識した設計はできないものかどうか、考え方を伺いたいと思います。

○八重樫都市計画課総括課長 杜の大橋の設計につきましても、入札のルールに従いまして一般競争入札を行ったところでは。

○菅野ひろのり委員 入札ではなくて、入札の前の話です。県がこの橋をどういうコンセプトで、どう建てるのかを考えると、例えば鉄鋼であれば県内の業者で完結できる、あるいは、コンクリートであれば完成以降も維持修繕での塗装はほぼ県外の業者になってしまうということなどを考慮して、設計の前から、県内の建設業者や鉄鋼の業者にお金が還流するように配慮することはできないのかという意味です。

○田中道路都市担当技監 計画段階の業種の選定についてのお話かと思えます。橋梁の上部工の形式ですが、東北地方整備局発行の設計施工マニュアル道路橋編によると、上部工構造形式の選定に当たっては、施工性、経済性、維持管理、景観などを考慮の上、総合的に判断するとされております。県においても、この考え方に準じて検討を行い、上部工を

決定しております。もう少し言いますと、具体的な架橋地点の地質など河川管理者との協議が必要になります。河川等の現場条件を踏まえまして、施工期間や、桁製作だけではなく架設方法も含めた施工性、それから建設費だけではなく、将来のランニングコストも含めた経済性、あるいは自然環境、また今回ようなシンボリックな橋になりますと、景観も観点として必要になってきます。今回は景観についても検討の俎上にのせて、PC橋（プレストレスト・コンクリート橋）になったということであります。

○菅野ひろのり委員 価格だけではなく、トータル的な判断とのことでありましたが、地元業者のこともぜひ頭に入れていただきたいと思えます。

今後の入札についてであります。設計後の入札でも地元の業者を評価していただきたいということについて、地域精通度の割合を高めているという話ありました。中身を見ると、災害対応をやったことによってポイントが上がっている。これがどういう形で地元企業の加点割合にはまると認識しているのか、解説をお願いします。

○中平県土整備部長 災害時には、地域のことをよく知っている地元の建設業に速やかに活動していただいております。地域の守り手という重要な役割を担い、災害活動に就くという点を評価するため、これまでは災害協定を結んでいるかどうかだけで評価をしていたのですが、実際の活動内容や、協定には基づかないボランティア的な活動をした場合も評価の対象に加えるなど、地元の建設企業の災害活動の実績を評価することとしたところがあります。

○菅野ひろのり委員 最後に、市町村での災害活動はより細かく、地元で根差したものに変わっているようであります。業者からすると、新たに災害活動をするよりも、地元の人材の雇用や週休2日の取り組みなど、地元での労働力や技術の成果の部分の評価割合を高めたほうが、さらに上がるのではないかと考えています。入札方法についても、都度見直しはあると思えますので、ぜひ今後の景気状況、あるいは県内の業者の受注情報をしっかり見ていただいて、できるだけ地元にお金が落ちるように工夫していただきたいと思えます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から「新広域道路交通ビジョン」、「新広域道路交通計画」の策定について、発言を求められておりますのでこれを許します。

○菅原道路建設課総括課長 現在全国的に策定が進められております、新広域道路交通ビジョン、新広域道路交通計画の策定について、お手元の資料により御説明申し上げます。これは、国土交通省からの通知に基づいて各都道府県において策定するものであり、本日はこれらのビジョン、計画の内容や、今後の予定について御説明させていただきます。

次のページをお開き願います。初めに、計画策定の背景についてです。現在の高速道路ネットワークは、昭和62年の高規格幹線道路網計画による約1万4,000キロメートルの自動車専用道路により構成されております。さらに、平成6年からは、各地域で策定された広域道路整備基本計画から高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する地域高規格道路が指定されまして、各地で整備が進められてきました。

右側の図は、県内の高規格幹線道路、地域高規格道路の整備状況となっております。県内では、縦軸2本、横軸2本を基軸とする道路ネットワークとなっておりますが、このうち今後も高規格化が必要な区間が残っている宮古盛岡横断道路と盛岡秋田道路を除く路線は、令和3年内に全線開通する予定であります。

このように整備が進む道路ネットワークですが、一方で、資料中段に記載されているような、物流を担うトラックドライバーの不足ですとか、増大する災害リスクへの対応、トラックの大型化への対応など、道路交通の課題が顕在化しております。また、中段右側のような、新たな国土構造やグローバル化、新技術の発展等の時代の変化もあります。このような背景を踏まえて、国では新たな社会、経済の要請に応えるため、地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める、新広域道路交通ビジョン、そして新広域道路交通計画を策定することとしています。

次のページをお開き願います。続きまして、新広域道路交通ビジョンと計画の内容について御説明申し上げます。ビジョンは、地域の将来像を踏まえ、広域的な道路交通の基本方針等を定めるものです。1番の地域の将来像、岩手県の社会、経済の現状や見通しを踏まえた目指すべき姿について整理した上で、2番の広域的な交通の課題と取り組み、3番の広域的な道路交通の基本方針を整理いたします。その基本方針は、平常時・災害時及び物流・人流の観点から、広域道路ネットワーク、交通・防災拠点、そしてICT交通マネジメントの三つの視点で整理することとされております。

この新広域道路交通ビジョンを踏まえて、下の新広域道路交通計画を策定しますが、先ほどの基本方針に沿って三つの計画で構成します。このうち、広域道路ネットワーク計画につきましても、国から検討に当たっての具体的な考え方が示されておりますので、その内容について御説明申し上げます。

次のページをお開き願います。国から示されております新たな広域道路ネットワークの強化の方向性、基本戦略が五つ挙げられております。中枢中核都市等を核としたブロック

都市圏の形成など、ごらんの基本戦略のもとで地域道路ネットワーク計画の検討を行います。

次のページをお開き願います。広域道路ネットワーク計画における道路の階層と要件の説明となります。左側、ピラミッドの一番上は高規格道路ですが、右の表の要件にありますとおり高速自動車道路を含めて、これと一体となって機能する広域的な道路ネットワークを構成し、求められるサービス速度がおおむね 60 キロメートル以上の道路となっております。一般的には自動車専用道路が想定されておまして、原則として連携中枢都市圏や定住自立圏などのブロック都市圏間を連絡する道路などが要件となっております。

次に、一般広域道路ですが、こちらは広域道路のうち、高規格道路以外の道路で、求められるサービス速度がおおむね 40 キロメートル以上の道路となっております。こちらは一般道路となっております、原則として広域交通の拠点となる都市、具体的には中枢中核都市や連携中枢都市、定住自立圏の中心市などを効率的かつ効果的に連絡する道路などとなっております。

さらに、一番下に記載がありますが、高規格道路としての役割が期待されるものの、起終点が決まっていないなど、個別路線の調査に着手している段階にない道路等については、構想路線として位置づけることとなっております。今後、県内の各路線から高規格道路、一般広域道路を選定し、さらに必要に応じて構想路線を位置づけていくこととなります。

次のページをお開き願います。これらのビジョン、計画の策定主体と検討体制について、下の図にありますとおり、地方ブロック単位、都道府県単位で策定し、最終的に全国的な調整が行われることとなっております。岩手県が策定するビジョン、計画は、有識者等の意見を伺いながら、国や県、NEXCO東日本の道路管理者で構成する岩手県幹線道路協議会で検討し、知事が策定することとなります。

次のページをお開き願います。最後に、今後の予定であります。1月6日に国土交通省から各地方整備局、各都道府県宛てに事務連絡が発出されており、遅くとも6月末までにビジョン、計画を策定するよう依頼があったところです。これを受けて、県でも検討を行っておりまして、来月にはビジョン、計画の案を有識者や市町村へ意見照会し、岩手県幹線道路協議会による検討を経て、6月までに策定したいと考えております。以上で説明を終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**高橋はじめ委員** 昨年もお伺いしました河道掘削の計画の進捗状況についてであります。大変な自然災害が全国的に発生しております。本県もそれに備えて計画を組んで準備を進めておられるということで、その内容について、改めて説明を伺いたいと思います。

○**上澤河川課総括課長** 平成29年度から令和3年度まで6カ年で114河川の河道掘削の計画をしていたところではありますが、この114河川に対しまして、令和2年度末までの実施状況は85河川となっております。

○**高橋はじめ委員** 114河川の計画に対して85河川、いろいろ手がけたところは黒丸印に

なっておりますが、これは全て終わったのではなくて、終わったところと継続するところがあると。継続するところは令和3年の実施予定とあるのですが、いただいた資料を見ますと、新規が二つで、あとは全部継続、継続になっていないところは終わったということなのか、確認も含めて、令和3年度の取り組みをお伺いします。

○上澤河川課総括課長 114河川のうちで、実施してきたものについては黒丸で示しております。平成29年度の時点で想定した箇所については、まず一旦終わっているところです。ただし、まだ終わっていないものについては引き続き、早急に掘削等を進めていかなければならない箇所であります。

○高橋はじめ委員 先ほどの小本川ではないのですが、例えば北上川といっても、かなりの距離があるので1カ所ではないわけです。それぞれ掘削等必要な箇所があるでしょう。私の地元の和賀川も西和賀町から北上市までありますので、全体の計画がよくわからない。和賀川で河道掘削をやっていると話をしても、和賀川のどこだと言われると答えられない。それぞれの河川ごとに計画を組んで、ここは今年度やれる、こっちは次年度以降、予算次第というところもあるのでしょうか、そういった説明も地元に対して必要ではないかと思っております。また優先順位もわかりません。ぜひ委員会にはもう少し詳しい資料の提出をお願いできればと思います。

それから、先ほどの小本川のところで話がありましたが、河道掘削した場合の残土をどう処理するのか。建設資材として使えるのならどんどん使うのですが、使えない場合はどうするのか。もちろん想定される搬出距離といったものもあるかもしれませんが、近場になくところは少し遠くなくても運んでいかなければならないし、また捨てる、処分する場合には、それなりの対策も講じながらやっていかなければならない。あるいは建設会社によっては引き取ってもいいというところもあるのかもしれません。残土の処理はしっかりやらなくてはならないと思っておりますが、どのようにされておられるのかお尋ねします。

○上澤河川課総括課長 今回の河道掘削につきましては、河川改修等で掘削した土砂が堤防の盛土として使えるのであれば、まずその工区の中で流用しています。その工区で使えないものについては、ほかの現場等で使えないかどうか、国や関係する市町村等と共有しながら有効活用の調整をすることを基本としています。それでもなお、すぐに使えないといったタイミングの問題やその土砂の問題ということになれば、搬出して処理しなければなりませんので、基本的には建設企業の土場等に捨てております。

○高橋はじめ委員 河道掘削で取った土砂類の中から有害物質が発見されたという他県の事例があります。本県の河川ではそのようなことはないかもしれませんが、私の地元の川の上流には昔鉱山がありましたので、長年にわたって有害物質が流れて堆積している可能性もゼロとは言えません。掘削で取った土砂等を処分する際には、何かしら調査をする必要があるのではないのでしょうか。

また、県北地域のある町では、河道掘削の土をどう処分したらいいか町に相談したとこ

ろ、あそこの農地にということ、土を持って行って農地を埋め立てたのですが、それについて問題を指摘する事案が出てきて、何回か話し合いが行われたとのこと。その経過で、半分ぐらいは県で持ってきて処分をさせていただいたと、それは話し合いの結果、あそこだと言われてそうした。ところが、堤防から比べると半分ぐらい空間が残ってしまったので、今度はそこへ町が保有している土を持って行って堤防と同じ高さにした。町当局から町議会への説明では、県からどこか処分する場所はないかと照会を受けたので、あそこの農地を紹介した。県は一次、二次でそこを満杯にする予定だったが、一次で終わったため空間ができたので、町がその上にのせたということなのです。事前の説明の内容と町当局が町議会へ行った説明の内容にずれが生じているのではないかという議事録を拝見させてもらい、残土を処理する場合にはさまざまなことを想定しながら、後々問題にならないように協議をして、あるいは法律に触れることのないように事前の調査もしながらやっていたかなければならないと思って、この話をしました。残土処理の場所がなく計画がおくれることもあるのかもしれませんが、後々のことも含めて、十分協議しながら進めていただきたいと思います。

○ハクセル美穂子委員長 休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 再開いたします。

ただいま高橋はじめ委員から河道掘削の実施箇所について資料提供の要求がありました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

執行部におかれましては、後日提出をお願いいたします。

○工藤勝子委員 時間がたっていますが、通告しておりましたので簡潔に質問したいと思います。私が県土整備委員会に入ったときは、道路にしても橋梁にしても老朽化対策という形で進んできました。少しでも長持ちできるようにメンテナンスをしていくと。その後、全国各地で大災害が発生するようになって、国土の強靱化を進める事業が国から出てきたと思っております。今回防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策が出されて、人命を一番にすることや、社会の重要な機能が致命的な障害を受けないように維持されること、受けた場合は迅速な復旧、復興ができるようにすることが挙げられております。

岩手県も国の予算を受けて、強靱化対策を進めてこられたと聞いておりますが、本県は県土が非常に広く、河川も道路も多い。また山も多いことから土砂災害もある。そのような中、どのくらい強靱化を推進できたのか、お聞きしたいと思います。

○菊地企画課長 岩手県国土強靱化地域計画というものをつくっております。その後、重要インフラの点検ということで防災・減災、国土強靱化のための緊急対策が平成30年度から今年度まで3カ年で実施されております。その実績について御説明します。

県土整備部関係では、平成30年度から令和2年度まで、3カ年の緊急対策の予算は約271億円となっております。この予算を活用して、河川関係では、気仙川等50河川で河道掘削、立木伐採、そのほか北上川、馬淵川等で近年の豪雨災害、豪雨被害を踏まえた河川改修を実施しております。砂防関係では、一関市の本宿の沢など20カ所で砂防堰堤等の整備をしております。道路関係につきましては、県道の水沢米里線、奥州市の館山地区等18路線25カ所で落石防止等ののり面対策、それから国道396号遠野市内楽木峠等の14路線16カ所で道路改良などに取り組んできたところであります。

○**工藤勝子委員** 県土整備部の職員の方々も、もしかするとこの河川のあたりが災害を受ける地域になるのではないかと考えながら地図に目を通していらっしゃると思うのです。ぜひ人が住んでいる、住宅が多いところを中心に強靱化を進めて、県民の命と暮らしを守っていただきたいということを要望して終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○**佐々木朋和委員** 御説明いただきました新広域道路交通ビジョン、新広域道路交通計画の策定について、お聞きします。

資料の4ページに、新広域道路交通ビジョンと新広域道路交通計画の内容として、各階層の道路も、原則としていずれかに該当する道路ということで、要件が示されておりますが、この計画に上げたい道路は全て上げていいのでしょうか。予算、あるいはキロ数等で上限があるのでしょうか。またこの計画は大体何年ぐらいのスパンを想定してつくっていくのかお伺いします。

○**菅原道路建設課総括課長** まず、4ページにも書かれておりますが、要件にはブロック都市圏間といった拠点について書かれております。この要件は、国からの事務連絡に示されておりました。ただいま、どこでもいいのかというお話でありましたが、条件によりますと、例えば重要港湾、あるいは中心都市ということになっておりますので、岩手県ではある程度限られてきます。また計画を立てる際は、一度国にも提示して相談をすることになります。最終的にはブロック版、あるいは全国となりますので、助言等をいただきながらつくることになりますが、まだ具体なところまでは至っておりません。

次に、何年くらいかというお話であります。国からの通知によりますと、これらのビジョン、計画は、おおむね20年ないし30年間の中長期的な視点で行うということであり、そうなりますと、30年たてば終わりというものではありませんが、それくらいのスパンでもって、どういうことをやればいいのかを考えながら策定をすることになります。

○**佐々木朋和委員** 今御説明いただきましたように、都会を想定しているように見えたので、岩手県の中でどれほど該当するのか心配になって質問しました。岩手県には、三陸沿岸道路ができて、これからそれを補完する道路、あるいは沿岸と内陸を結ぶ道路が必要になってきますが、これらの道路はこの計画に該当するのでしょうか。

○**菅原道路建設課総括課長** 資料の2ページに新広域道路交通ビジョンと新広域道路交通計画の根拠があります。全国共通に示されているのですが、例えば2番、広域的な交通の課題と取組では、地域における広域的な交通の課題や取り組みについて、平常時・災害時

及び物流・人流の観点から総合的に整理することを各県でやるということは、都会は人口が多い、岩手県は人口が少ないという視点ではないということなので、岩手県としての考え方を示していくことで考えておりました。

○佐々木朋和委員 そういった意味では、交通難所であるところといったことは書かれていないのでありますが、例えば、新笹ノ田トンネル等の整備が計画の俎上にのる可能性はあるのか、お聞きします。

○菅原道路建設課総括課長 現段階におきましては、路線がどうという段階ではありませんが、広域道路の選定に当たりましては、主要な都市、主要な港湾等を連絡する道路などの条件が示されているということが大前提となりますので、これから県内の道路網の整備状況などを総合的に勘案しながら検討を進めてまいります。

○佐々木朋和委員 ここにはインバウンドへの対応ということも書いております。まさに議会でも陸前高田市の伝承施設が本県のゲートウェイという話もありましたので、沿岸地域また内陸地域へつなぐという意味でも、ぜひとも検討に入れていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

次に、岩手県の屋外広告条例についてお聞きします。今岩手県の屋外広告物については、自然景観地区、あるいは農山漁村景観地区、市街地景観地区ということで、地区区分されて、それぞれに合った公告の大きさなど、規制されています。この地区分けについては、10年前に県が各市町村と情報交換をしながら選定して、住民の皆さんにもパブリックコメントを実施しました。この3月をもって10年の猶予期間が終わり、4月からは、要件に合わなくなったものは違法広告物になると聞いておりますが、今現在その状況はどのようになっているのかお伺いします。

○八重樫都市計画課総括課長 いわゆる既存不適格の屋外広告物と呼んでいるものであります。これは先ほど佐々木朋和委員からも御案内いただきましたとおり、平成22年に条例改正をいたしまして、許可基準を見直した際に、平成22年度以前の基準には適合するけれども、今の基準には適合しない既存の広告物につきまして、経過措置として10年間、従前の許可の範囲内で設置できることとしていたものでありまして、その期限が3月21日までとなっております。

この既存広告物の状況であります。古いデータは持ち合わせていないのですが、昨年度末の件数といたしましては495件あると確認しております。その後、現行の許可基準に適合していただくように、設置者等において撤去、回収を進めていただいております。3月末時点では260件程度になる見込みとなっております。

○佐々木朋和委員 だんだん適応してきているということですが、条例が改正されてから10年がたち、町並みも変化していると思います。実際に現地を見させていただくと、農山漁村景観地区となっていながら、まさに市街地という部分もありまして、そういったところの看板が要件に合致せずに撤去をしなければいけないといった状況もあると思っております。県としては、そういった状況把握はされているのでしょうか。

○八重樫都市計画課総括課長 先ほど言いました条例に抵触する既存の広告物につきましては、4月以降も現地確認をして、必要な文書または口頭による指導を行っていくことにしております。その中で確認していくこととなります。

○佐々木朋和委員 確認をしていくというお話もいただきました。農村風景の中に大きい真っ赤な看板があるといったことは、もちろん望ましくないのですが、一方で10年前にパブリックコメントをしたとはいえ、町並みと景観地区が本当に合致しているのか。そういった部分で、既存の260件が放置されているのか、それともなかなか撤去できないものがあるのか。町並みと合っているもの、合っていないものといったことも含めて、ぜひ御確認いただいて対応していただきたいと思います。

また、撤去には相当のお金もかかります。今コロナ禍でもありますので、ぜひそういった配慮もしながら進めていただきたいと思いますが、最後に所見を伺って終わります。

○八重樫都市計画課総括課長 先ほども申し上げたとおり、まずは4月以降も現地確認をし、状況を確認した上で、文書または口頭による指導を行っていくことにしております。それに対しまして改善の動きがない場合には、いつまでにどのように改善、撤去等をしていくのかということを示す計画書のようなものを求めることも考えておりますが、まず段階的に指導は進めていきたいと考えております。

○佐々木朋和委員 条例だから撤去してくださいではなくて、職員が現地を確認するので、そこが本当に条例の趣旨に合った農山漁村景観地区となっているのかという部分も視野に入れながら確認作業を行ってくださいとお願いして終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

(「なし」という者あり)

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第67号令和2年度岩手県電気事業会計補正予算(第1号)及び議案第68号令和2年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原次長兼経営総務室長 企業局関係の議案について御説明申し上げます。

議案(その3)の68ページをお開き願います。議案第67号令和2年度岩手県電気事業会計補正予算(第1号)についてであります。主な事項について、金額の読み上げは省略し、御説明申し上げます。

第2条の68ページから69ページにかけての業務の予定量ですが、これは年間販売目標電力量を上半期の降水量が多かったことなどに伴い、補正するものであります。

69ページの第2項は、主要建設事業であり、築川発電所建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款電気事業収益の補

正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は水力発電の目標電力量の増などにより電力量収入を増額し、第2項附帯事業収益は高森高原風力発電所の目標電力量の減などにより電力量収入を減額し、第4項事業外収益は一般会計負担金の増などにより増額するものがあります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業費用は共有施設工事負担金の見込みに応じた負担金及び分担金の減や人件費の減などにより減額し、第2項附帯事業費用は高森高原風力発電所に係る損害保険料の減などにより減額し、第4項事業外費用は消費税納付額の増などにより増額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、70ページをお開き願います。第1項負担金は共有施設に係る工事負担金の見込みに応じて減額し、第3項雑収入は新型コロナウイルス感染症対応に係る一般会計負担金の増により増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は築川発電所の工事費の見込みに応じて減額し、第2項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の見込みに応じて減額し、第5項操出金は一般会計への操出金であり、対象事業費の見込みに伴い減額するものであります。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することのできない職員給与費など、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続きまして、71ページをごらん願います。議案第68号令和2年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条の4の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を受水企業への給水見込みに応じて補正するものであります。

第2項は、主要建設事業であり、第一北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は受水企業の水使用の見込みや施設の老朽化に伴う漏水などにより給水収益などを減額し、第3項事業外収益は消費税還付金の減などにより減額し、第4項特別利益は人件費の減に伴い退職給付引当金の不用額を戻入するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、72ページをお開き願います。第1項営業費用は人事異動による人員構成の変更などによる人件費の減や委託費等の見込みに応じて減額し、第2項財務費用は企業債の借入利率の確定に伴い、企業債支払い利息を減額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第1項企業債は工事費の見込みに応じて発行額を減額し、第3項雑収入は一般会計負担金の増などにより増額し、第4項補助金は国庫補助金の交付決定により増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は工業用水道建設事業費の見込みに応じて減額し、第2項改良費は工業用水道施設設備の改良工事費の見込みに応じて減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の変更であり、第一北上中部工業用水道取水口建設工事などの限度額を増額しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することのできない職員給与費について所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュフロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の374ページから408ページに記載しておりますのがこれまで御説明申し上げました予算の明細等でありましたので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○**高橋はじめ委員** 今回の補正に基づいて、一般会計を通じて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて、テレワークを導入しようという計画があると伺っております。テレワークを導入しようとする考え方と、テレワークを導入した場合の自宅での勤務はどのようになるのか、パソコンでの作業は、例えば職場にあるパソコンを遠隔操作して業務をやるのか、クラウドを活用するのか、あるいはUSBなどを使って仕事をするのか、その辺どのような業務内容になるのかお伺いします。

○**菅原次長兼経営総務室長** まず、新型コロナウイルス感染症対応でのテレワークの導入の考え方ですが、企業局におきましては、職員の直営によりまして発電所や浄水場の保守管理を行っておりますので、電力や工業用水の安定供給のためには、職員の感染防止に努めていくことが重要だと考えております。今回のテレワークの導入であります。万が一職員が染症した際には、テレワークができるように環境を整えておくというものであります。そのため、現在使用しておりますデスクトップのパソコンをノートパソコンに変更いたしまして、職員が在宅勤務に移行した際に、そのパソコンを持って自宅で勤務ができるようにすることを想定しているものであります。

○**高橋はじめ委員** 全てのデスクトップパソコンをノートパソコンに切りかえるということですね。

そうすると、各職員の自宅のWi-Fi環境等も考えていかなければならないと思いますが、あわせて検討されているのですか。

○菅原次長兼経営総務室長 通信環境につきましても、パソコンの整備とあわせて、パソコンに通信する機能を設置することにしております。職員の自宅のものを使うのではなくて、企業局で整備するシステムを使って通信もできるようにするという考え方であります。

○高橋はじめ委員 最後に、移動も含めてパソコン等の盗難防止や紛失防止に対する取り組み、あるいは職員に対する教育や研修についてはどのようにお考えですか。

○菅原次長兼経営総務室長 テレワーク環境の整備につきましては、知事部局も並行して整備をすると伺っておりますので、そのシステムを活用しながら、企業局も歩調を合わせながら整備をするところです。当然テレワーク環境に移行するとなると、セキュリティーなど気をつけなければならない点が多々出てまいりますので、セキュリティーポリシーという部分もあわせて整備をしていく必要があると思います。知事部局の状況等も踏まえながら、また企業局としてどのような管理体制がいいのか、セキュリティー対策あるいは紛失対策に万全を期してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。